

目 次

第 1 号 12月6日（金曜日）

令和元年第4回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	4
令和元年度所管事務調査報告	12
休会の件	12
散会	13

第 2 号 12月11日（水曜日）

令和元年第4回下郷町議会定例会会議録（第2号）	15
議事日程第2号	16
開議	17
一般質問	17
星 輝夫君	17
小椋淑孝君	21
湯田純朗君	25
玉川邦夫君	30
猪股謙喜君	36
山名田久美子君	47
室井亜男君	51
日程の追加	56
休会の件	56
散会	56

第 3 号 12月13日（金曜日）

令和元年第4回下郷町議会定例会会議録（第3号）	59
議事日程第3号	60
開議	61
議案第73号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第8号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第3号））	61
議案第74号 下郷町森林環境譲与税基金条例の設定について	67
議案第75号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について	69
議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	71

議案第 77 号	下郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の 設定について……………	74
議案第 78 号	会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の設定につ いて……………	78
議案第 79 号	下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定に ついて……………	82
議案第 80 号	令和元年度下郷町一般会計補正予算（第 4 号）……………	90
議案第 81 号	令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	90
議案第 82 号	令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	90
議案第 83 号	令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	90
議案第 84 号	令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	90
議員提出議案第 5 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について……………	99
閉会……………		100

令和元年第4回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和元年12月6日			
本会議の会期	令和元年12月6日から12月13日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和元年12月6日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	散会	令和元年12月6日	午前10時48分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	5番 湯田純朗	8番 猪股謙喜		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 弓田昌彦	参事兼健康福祉課長 星 修二	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏惠	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 渡部浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部清一	書記 室井徳人	書記 芳賀沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第4回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和元年12月6日（金）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5番 湯 田 純 朗
8番 猪 股 謙 喜
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案理由の説明
- 日程第 4 令和元年度所管事務調査報告
(1) 総務文教常任委員会
(2) 産業厚生常任委員会
- 日程第 5 休会の件
- 散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましてはお手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回下郷町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年9月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

次に、表彰状の伝達を行います。去る11月13日に開催されました全国町村議会議長会の席上におきまして、佐藤盛雄君が町議会議員として30年以上在職し、全国町村議会議長会創立70周年記念表彰の荣誉に浴されました。また、星美奈子君が議会事務局職員として20年在職により、同じく全国町村議会議長会創立70周年記念表彰の荣誉に浴されました。誠にめでとうございます。この場をおかりいたしまして、副議長より表彰状の伝達をさせていただきます。

副議長、演壇の前までお進み願います。

佐藤盛雄君、星美奈子君、演壇の前までお進みください。

○副議長（小玉智和君） それでは、ただいまご紹介ありました全国議長会の表彰を行います。

表彰状。

福島県下郷町、佐藤盛雄殿。

あなたは、長年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。よって、本会創立70周年を記念して、表彰します。

令和元年11月13日、全国町村議会議長会会長、松尾文則、代読。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

○副議長（小玉智和君） 表彰状。

福島県下郷町議会、星美奈子殿。

あなたは、長年にわたり事務局職員として職務に精励し、地方自治の振興、発展に寄与されました。よって、本会創立70周年を記念して、表彰します。

令和元年11月13日、全国町村議会議長会会長、松尾文則、代読。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（渡部清一君） それでは、お二方を代表し、佐藤盛雄君よりご挨拶をお願いいたします。

○12番（佐藤盛雄君） ご挨拶を申し上げます。

このたび全国町村議会議長会創立70周年の席上、30年以上の在職者の表彰をお受けいたしました。早いもので初当選以来30年以上が経過し、本当に月日のたつのが早いものだと実感しております。この間下郷町の町振興や各種の政策決定に参画できましたことは、この上ない喜びであり、私のまた誇りとするところであります。これもひとえに町長さん初め町職員の皆様、そして議会の皆様のご協力、ご指導をいただいたたまものと感謝申し上げます。今後とも微力ではありますが、町政推進のため努力を重ねてまいりたいと存じます。皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（渡部清一君） 以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤盛雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において5番、湯田純朗君及び8番、猪股謙喜君を指名いたします。なお、両君には今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第4回下郷町議定会定例会を招集しましたところ、議員各位にお

かれましては師走を迎え、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会におきましては、議案12件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、佐藤盛雄議長におかれましては、長年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に服されたそのご功績が高く評価され、全国町村議会議長会創立70周年記念表彰において永年功労者表彰を受賞されましたこと、誠にめでたうございます。また、室井亜男議員におかれましては、多年にわたり南会津地方環境衛生組合監査委員として職務に精励し、地方自治の振興、発展に貢献されたそのご功績が高く評価され、全国町村監査委員協議会町村監査功労者表彰を受賞されたこと、誠にめでたうございます。さらに、星美奈子氏におかれましては、長年にわたり事務局職員として職務に精励し、地方自治の振興、発展に寄与されたその功績が認められ、全国町村議会議長会創立70周年記念表彰において永年功労者表彰を受賞されたこと、誠にめでたうございます。皆様の受賞に対しまして、衷心よりお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

続いて、このたび秋の叙勲において、前下郷町消防団長、星賢一氏が瑞宝単光章受章の荣誉に浴されました。この場をおかりしましてお祝いを申し上げます。星氏は、昭和52年5月に入団、以来平成27年3月に退団されるまで37年11カ月の長きにわたり地域防災にご尽力をいただきました。また、その間分団長、副団長として、そして平成19年からは団長として常に先頭に立ち、卓越した手腕により団員を指揮し、町民の安全、安心の確保に努めてこられました。そのご功績が広く認められ、栄えある叙勲を受章されましたことは私たち町民の誇りとするものであり、そのご努力に対しまして深甚なる敬意を表するものであります。

さて、今年の観光シーズンにおける入り込み状況であります。大内宿につきましては9月には約8万4,000人と昨年から見ますと約10%の伸びを見せておりましたが、10月には台風19号の影響などもあり、昨年から見ますと2割程度の減の約10万5,000人の入り込みとなったようであります。また、養鱒公園につきましては10月27日に新そば祭りが開催され、こちらはそば祭りも定着してきておりますことから、昨年より若干の伸びを見せているところであります。

一方、観音沼森林公園に関しましては直接のデータはございませんが、台風19号の影響などもあり、10月は減少したものの、11月には昨年より紅葉の時期が1週間程度延びたこともあり、また天候にもおおむね恵まれたことから、昨年同様の入り込みがあったものと聞いております。しかしながら、湯野上温泉、塔のへつりににつきましては台風19号の影響による宿泊者のキャンセルなどが響き、全体的には3割程度の大きな落ち込みが見られ、町全体としては前年よりやや減少しているものと感じております。

このような中、町観光協会では今年度冬のしもごう満喫スタンプラリーを新たな誘客事業としてスタートしております。期間は11月18日から来年2月末まで、観光リピーター客の増加や冬期間の宿泊客が少なくなる時期の誘客を旨とするものであります。今後雪まつりの期間や年末年始など、多くの観光客の皆様にご利用いただき、観光客の増加が

図られるよう大いに期待しているところであります。

それでは、提案理由の説明に先立ち、前定例会以降の主な出来事についてご報告をさせていただきます。

9月15日には「第13回歩こう！檜原の自然と歴史を探して」と題し、檜原街道ウォークが開催されました。2つのコースに約200名が参加され、観光コースでは観光ガイドや森の案内人の方々が地域の歴史や自然について丁寧に説明されており、参加者の皆さんは熱心に耳を傾けておられました。また、ゴール地点では檜原地区の皆さんによるしんごろうや手打ちそばが振る舞われるなど地域が一体となって訪れた方々をもてなしておりました。地域の皆様のようなイベントを継続していくことは、町の活性化には大変重要なことであり、地域の皆様には心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

9月21日から22日にかけて、大内宿をスタートとする会津一那須越県ロングトレイル2019が本町で開催されました。全国から116名の方々が参加され、本町の小野岳、二岐山、大白森山、三倉山などを経由し、ゴールとなる板室温泉までの約92キロを駆け抜けられました。大内宿では地区の皆さんからも熱烈な歓迎を受ける中、選手の皆さんはスタートし、途中のエイドステーションとなる観音沼森林公園駐車場では十文字、音金地区の皆様による温かい地鳥汁やそばが選手の皆さんを元気づけたと伺っております。今大会は東北最大級の山岳レースとなるロングトレイルであり、本町の地元関係者の皆様のご尽力により開催されたもので、関係者の皆様には心より御礼を申し上げるところであります。

11月9日、10日の2日間にわたり、「愛・共生・絆」をテーマに第19回西東京市民まつりが西東京いこいの森広場で開催されました。2日間ともすばらしい天候に恵まれ、約170店舗の出店に2日間で約10万人の方々が訪れ、会場は大変なにぎわいを見せておりました。本祭りとなる2日目には佐藤盛雄議長さん初め当日駆けつけた町議会の皆さんとともに約800メートルの距離をにぎやかに行進するパレードに参加させていただきました。また、セレモニー後には本町郷人のよさこいソーランの披露もあり、元気で華麗な踊りに来場者からは惜しみない拍手が送られておりました。また、町でも毎年姉妹都市として出店の協力をしており、ふるさと振興協議会、町観光協会、町観光公社、会津鉄道など多くの皆様のご協力をいただきながら、町の米、野菜、果物を初めとする農産物や漬物などの土産品、イワナの塩焼きなどを完売し、下郷の魅力を大いに発信する機会となりました。関係者の皆様には心より御礼を申し上げます。

11月16日、17日の両日には第9回まるごと南会津観光PRフェアが東京都台東区、恩賜公園において開催されました。本PR事業は、南会津地方の4町村が共催し、台東区、会津鉄道、野岩鉄道、そして福島県南会津地方振興局などの後援を得ながら、南会津地方の特産品の販売を毎年実施しているものであります。2日間で約5万人の方々が訪れ、天候もよく、大変盛況でございました。また、特産品の販売だけではなく、湯野上温泉の移動足湯コーナーも設置され、来場者からも好評を得ておりました。関係者の皆様には大変お疲れさまでした。心より御礼を申し上げます。

11月17日には第31回ふくしま駅伝大会が白河市総合運動公園をスタートに開催されました。下郷町チームは、この大会に向けて6月からの練習会を重ね、9月からはナイト練習、11月には試走を行うなど練習を積み重ねてこられました。大会では昨年を上回る成績となり、若い世代の皆様が最後まで諦めることなく、チーム一丸となってたすきをつなぐ姿に感銘を受け、また勇気づけられたところでもあります。選手、スタッフ皆さん、そして支えてこられましたご家族の皆様にご挨拶を申し上げますとともに、そのご努力に対し敬意を表したいと思います。

11月29日には、第2回下郷町振興計画審議委員会が役場正庁において開催されました。この審議委員会には町議会からは議長さん初め副議長さん、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の委員長さん、副委員長さんにご参画いただいておりますことに御礼を申し上げます。ご承知のとおり現在第6次振興計画の策定に向け、その作業を進めているところであり、これまで町民の皆様と町職員によるワークショップや町課長等からなる策定本部会議において検討を重ね、素案となります概要版がまとまりましたことから、今回審議委員会の皆様方に審議をお願いしたところでもあります。後ほど議会全員協議会において担当課長より概要の説明を申し上げることとしておりますが、今後も引き続き検討、推敲を重ね、本町の羅針盤となる計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案いたします議案12件についてご説明を申し上げます。

議案第73号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第3号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ8,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,034万9,000円とするものであります。本案につきましては、台風19号による被害への対応に関し、災害復旧に要する経費を確保するため、専決処分により予算の補正を行ったものであります。

補正の概要でございますが、歳入におきまして農業施設現年災害復旧費1,279万円、林業施設現年災害復旧費876万8,000円、道路橋梁施設現年災害普及費7,744万4,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましてその財源として災害復旧事業債8,060万円を措置し、予備費により収支を調整したものであります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により令和元年10月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第74号 下郷町森林環境譲与税基金条例の設定についてでございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林の整備及びその促進に関する費用に充てることを目的として国から市町村に譲与される森林環境譲与税を基金として積み立て、必要に応じて活用するため、同税を原資とする基金を設置するものであります。

議案第75号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的とした個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の一部が改正されたところでもあります。この改正により個人番号カードの再交付事務における国庫補助の対象が拡大されたことに伴い、補助対

象となる再交付の理由に該当する場合の手数料を徴収しないこととするため本条例の一部を改正し、あわせて住民基本台帳カードの交付事務が廃止されたことに伴い、その手数料を廃止するものであります。

議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じ、職員の給与について改定をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、給与表につきましては民間給与との格差0.07%を埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置き、給与月額を引き上げ、また期末、勤勉手当につきましては民間の支給状況等を踏まえ、年間支給月額を0.05月分引き上げ、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

議案第77号 下郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、また成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、本町においてもその趣旨を踏まえ、同要領の改正に準じ、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要でございますが、1点目として社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、この改正により住民票や個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするものであります。

2点目としましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは当該成年被後見人は意思能力を有するものとして印鑑登録の申請を受け付けることとするものであります。

議案第78号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の設定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。

議案第79号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地域の実情に精通した消防団は地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面ですぐれた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取り組みなど地域の安心、安全の確保の上で不可欠な組織であります。しかしながら、近年の社会環境の変化に伴い、消防団の団員数は年々減少傾向にあり、地域防災力の低下が危惧されるところであります。このような状況を踏まえ、消防団への加入促進や消防団員の処遇改善

等、消防団の一層の充実、強化を図るため、幅広い層から消防団員を確保することが可能となる機能別団員制度を導入するとともに、消防団員の処遇改善の観点から出動手当の見直しを行うため本条例の一部を改正するものであります。

議案第80号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,792万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億5,827万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、地方譲与税、森林環境譲与税328万1,000円につきましては、譲与の決定を受け、補正計上するもので、議案第74号でご説明を申し上げました同税を原資とする基金を造成し、その活用を図ってまいりたいと考えております。

分担金及び負担金の民生費負担金では、幼児教育、保育の無償化に伴い、保育所入所負担金を1,173万2,000円減額するものであります。

国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金では歳出とあわせ今後の見込み額を精査し、障害者自立支援医療給付費国庫負担金を286万4,000円、保育所広域入所に係る子どものための教育・保育給付費国庫負担金を330万1,000円それぞれ増額し、子ども・子育て支援臨時交付金847万6,000円につきましては幼児教育、保育の無償化に伴う国庫負担金を計上するものであります。

同じく国庫支出金の災害復旧費国庫補助金につきましては、台風19号被災に係る国庫補助金であります。公共土木施設現年災害復旧費補助金8,671万円、農業施設現年災害復旧費補助金2,550万円、林業施設現年災害復旧費補助金3,275万円をそれぞれ計上するものであります。

県支出金でございますが、民生費県負担金につきましては国庫負担金と同様に歳出とあわせ今後の見込み額を精査し、障害者自立支援給付費県負担金を143万1,000円、保育所広域入所に係る子どものための教育・保育給付費県負担金を122万5,000円それぞれ増額するものであります。

同じく県支出金の総務費県補助金につきましては、額の確定により市町村バス運行費県補助金を173万5,000円減額し、教育費県補助金、聖火リレー関連の取り組み補助金80万円につきましては福島県東京2020のオリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業補助金の交付決定を受け、計上するものであります。

寄附金の教育費寄附金につきましては、昭和40年度檜原中学校卒業生の皆様から児童図書充実のため、5万円のご厚意をいただきましたことから、存目の1,000円を除く4万9,000円を計上したものであります。

繰入金につきましては、事業の完了、事業費の確定により各基金からの繰入額を整理するもので、ふるさと創生基金繰入金につきましては充当事業であります海の子山の子アドベンチャー交流事業の完了により50万円を減額、過疎対策基金繰入金につきましては地方路線バス運行委託料の確定により200万円を増額、教育施設整備基金繰入金につきましては檜原小学校普通教室床改修工事、下郷中学校技術室屋上防水工事、小中学校エアコン取り付け工事の完了により160万円を減額するものであります。

諸収入の雑入、後期高齢者医療広域連合償還金809万3,000円につきましては、平成30年

度療養給付費負担金の確定に伴う返還金であります。

町債でございますが、高規格救急自動車整備事業に係る契約額が確定したことにより南会津地方広域市町村圏組合の負担金が減額となることから、その財源とする過疎対策事業債を70万円減額し、災害復旧事業債につきましては台風19号被害に係る災害復旧事業について国庫補助金を除いた地方負担分の財源として公共土木施設等で4,320万円、農地農林施設で3,480万円をそれぞれ措置するものであります。

歳出の主なものでございますが、給与、手当、共済費等の人件費につきましては給与改定等に係る所要額を計上するものであります。

総務費の一般管理費では、議案第78号でご説明申し上げました会計年度任用職員制度の導入に伴い、人事給与システム改修委託料を計上し、財政管理費では同様に財務会計システムのシステム改修委託料41万7,000円を計上するもので、財産管理費の備品購入費74万3,000円につきましては現在使用している製本機が老朽化により故障し、修理に要する費用が多額となることから、更新するものであります。同じく総務費の交通対策費では、歳入でご説明申し上げました額の確定により地方路線バス運行委託料を20万5,000円増額するもので、ふるさと創生事業費につきましては海の子山の子アドベンチャー交流事業の完了に伴い、それぞれ予算の整理を行うものであります。

民生費の障害者等サービス費では、今後の見込み額を精査し、障害者自立支援医療給付費を445万3,000円増額し、これに伴い先ほどご説明申し上げました障害者自立支援医療給付費国庫負担金286万4,000円、障害者自立支援給付費県負担金143万1,000円をそれぞれ歳入で計上いたしております。

同じく民生費の児童措置費では、当初見込みより保育所広域入所児童が低年齢化したことなどに伴い、保育所広域入所委託料を547万2,000円増額し、これに伴いこちらも先ほどご説明申し上げました子どものための教育・保育給付費国庫負担金330万1,000円、子どものための教育・保育給付費県負担金122万5,000円をそれぞれ歳入で計上しております。また、幼児教育、保育の無償化に伴い、通園助成制度を廃止しましたことから、民生費の湯野上保育所費では通園補助金を42万5,000円、同じくしもごう保育所では87万7,000円それぞれ減額するものであります。

衛生費でございますが、今後の見込み額を精査し、予防費では各種予防接種委託料を103万4,000円、保健事業費では検診委託料を111万5,000円、後期高齢者健康診査事業委託料を29万7,000円それぞれ減額するものであります。

農林水産業費の農業振興費では、当初見込みを上回る捕獲頭数となりましたことから、有害鳥獣捕獲報奨金を72万円増額し、同じく農林水産業費の林業振興費では先ほども説明を申し上げました森林環境譲与税基金の造成に伴い、森林環境譲与税基金積立金328万1,000円を計上するもので、森林環境譲与税を原資とするものであります。同じく農林水産業費の治山林道費につきましては、事業の完了などにより予算の整理を行うものであります。

土木費の道路維持費では、緊急にロータリー除雪車のタイヤを購入する必要が生じたことから、今後の見込み額を精査し、消耗品費を171万6,000円増額し、また同じく土木

費の住宅管理費では当初見込みより入退去に伴う費用が増加しているなどから、施設修繕料260万円増額するものであります。

消防費でございますが、非常備消防費では事業の完了により研修旅費を88万円減額し、南会津地方広域市町村圏組合負担金につきましては高規格救急自動車整備事業に係る契約額が確定したことにより75万5,000円を減額するもので、これに伴い歳入では先ほど説明申し上げましたその財源とする過疎対策事業債を70万円減額しております。

教育費関係でございますが、小学校費の学校管理費では檜原小学校普通教室床改修工事、小学校エアコン取り付け工事が完了しましたことから、工事請負費合わせて91万5,000円を減額し、教育振興費では来年4月からの小学校教科書全面改訂に伴い、消耗品費において教員用指導書等の購入費用630万円を計上するものであります。

中学校管理費の学校管理費では、中学校エアコン取り付け工事、下郷中学校技術室屋上防水工事が完了しましたことから、工事請負費を合わせて74万5,000円減額し、教育振興費では今後の見込み額を精査し、対外遠征等助成金を27万円増額するものであります。なお、小中学校費の工事請負費の減額に伴い、歳入では先ほど説明申し上げました教育施設整備基金繰入金を整理しております。

文化財保護費につきましては、今年度緊急試掘調査の実施予定がないことなどから予算の整理を行い、田沼文蔵記念館管理費では歳入でご説明申し上げました教育費寄附金を寄附者のご厚意を踏まえ、児童図書の充実に充てるため備品購入費5万円を計上するものであります。

保健体育総務費の聖火リレー関連の取り組み補助金163万8,000円につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー事業下郷町実行委員会に対する補助金で、歳入でご説明申し上げました聖火リレー関連の取り組み補助金80万円を充当するものであります。来年3月に聖火リレーが本町大内宿を通過することに当たり、多くの町民の方々に参加を促し、また地域の魅力を発信してまいりたいと考え、去る11月29日に同実行委員会の設立総会を開催したところでありますので、よろしく願いを申し上げます。

災害復旧費につきましては、台風19号被害に係る農業施設現年災害復旧費4,200万円、林業施設現年災害復旧費5,500万円、道路橋梁施設現年災害復旧費1億3,000万円をそれぞれ計上し、その財源について歳入でご説明申し上げました災害復旧費国庫補助金1億4,496万円を見込むもので、予備費につきましては本予算に伴い収支の調整を図るものであります。

議案第81号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億6,938万7,000円とするものであります。歳入でございますが、繰入金の一般会計繰入金につきましては、職員の給与改定等に係る所要額に充てるため、一般会計から繰入金26万9,000円を増額するものであります。

歳出でございますが、総務費の一般管理費では職員の給与改定等に係る所要額26万9,000円を計上し、諸支出金の一般被保険者保険税還付金30万円につきましては今後の見

込み額を精査し補正計上するもので、予備費により収支の調整を図るものであります。

議案第82号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,829万6,000円とするものであります。歳入の主なものでございますが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金につきましては、職員の給与改定に伴いそれぞれ補正計上するもので、サービス収入につきましては収入見込み額の精査により介護予防支援計画作成収入を17万円増額するものであります。

歳出の主なものでございますが、給与、職員手当、共済費等の人件費につきましては職員の給与改定に係る所要額を計上するものであります。また、各事業の給付実績及び今後の給付見込み額等の精査により予算の整理を行い、保険給付費では介護予防住宅改修費17万円を減額し、同額、介護予防サービス計画給付費を増額するもので、新予防給付費では要支援サービス計画給付費のケアマネジメント委託料15万7,000円を増額し、予備費により収支を調整するものであります。

議案第83号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、職員の給与改定に等係る所要額を簡易水道費において4万8,000円増額し、予備費により調整をするもので、歳出予算の総額に変更はございません。

議案第84号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、議案第83号と同様に職員の給与改定に係る所要額を農業集落排水費において3万8,000円を増額し、予備費により調整をするもので、歳出予算の総額に変更はございません。

以上、本定例会にご提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第4 令和元年度所管事務調査報告

○議長(佐藤盛雄君) 日程第4、令和元年度所管事務調査報告の件を議題とします。

この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき、別紙のとおり各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

日程第5 休会の件

○議長(佐藤盛雄君) 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。12月7日は土曜日のため、12月8日は日曜日のため、12月9日及び10日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、12月7日、8日、9日及び10日の4日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は12月11日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。（午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月6日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和元年第4回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和元年12月6日			
本会議の会期	令和元年12月6日から12月13日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和元年12月11日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	散会	令和元年12月11日	午後2時54分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	5番 湯田純朗	8番 猪股謙喜		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 弓田昌彦	参事兼健康福祉課長 星 修二	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏恵	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 渡部浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部清一	書記 室井徳人	書記 芳賀沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第4回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和元年12月11日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議会傍聴について、下郷町議会傍聴規則第7条の規定により、旭田小学校の6年生の傍聴を許可しておりますので、ご了承願います。10時20分ごろ到着の予定でございます。

議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。さきの議会全員協議会で協議いただきました新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、案がまとまりましたので、配付してございます。また、誤りのありました報告書について訂正し、配付してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。なお、今回2項目ほどございまして、1つ目に台風19号による避難指示発令及び被害状況について、2つ目に森林環境税の使い方について、この2点を一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

1番、1つ目、台風19号による避難指示発令及び被害状況について。10月12日土曜日から13日日曜日の未明にかけて、台風19号により大雨となりました。本町においても、防災無線による避難指示が全世帯へ再三にわたり発令されました。本当に避難が必要な地区はどこであったのか。また、避難が必要でない地域もあったのではないのでしょうか。全町民に避難指示を出すのではなく、また危険地域、また危険と思われる地域を明確にし、呼びかけるのが正しかったのではないのかなと思われまして。1つ、本町の避難所の区分は、1、福祉避難所（避難所を兼ねる）、2、避難所、3、一時集合場所を兼ねる避難所、4、一時集合場所と下郷町ハザードマップに明記されているが、江川地区の避難所である体育館に避難したというある人は、電気も消え、施錠されていたという。防災無線による避難指示はどこを指していたのだろうか。避難所、一時集合場所は、地区の公会堂、集会所等が主な場所であります。当然地区の管理であり、区長さんが責任者であると思われるが、区長に連絡は行っているのか。当日避難する人は、大部分が車を使用したのではあるかと思われまして。テレビニュースでは、車ごと流される場面もあります。途中の道路は大丈夫だったのか、不安であった。ある地域では、民生委員が雨の中、各

戸の安否を確認していたと耳にしましたが、町からの指示なのか、それとも自主的な行動なのか。自主的なら称賛に値すると思います。避難所への避難は、町民以外の人も受け入れ可能なのか、また避難所が満杯になったときの対応はできているのかを伺いたいと思います。今回の台風により、土砂崩れなどの災害が町内で何カ所あったのか、また復旧に向けて今後どのような対応していくのかをお尋ねします。

2番目、森林環境税の使い方について。国では、森林の整備や保全に充てるための資金、森林環境譲与税があります。本町でも国から328万1,000円が配分されたと新聞の紙面にて確認いたしました。町では、いただいた森林環境譲与税はどのように使うのかをお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 台風19号による避難指示発令及び被害状況についての1番、星輝夫議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の台風19号による避難指示発令及び被害状況についてでございますが、10月12日から13日にかけて大型で非常に強い勢力で上陸した台風第19号において、本町でも多数の土砂災害等が発生しましたが、消防団などの活動もあり、幸いにも人的被害はありませんでした。皆様のご協力に感謝をいたします。

さて、質問にあります避難が必要な地区はどこだったのか、避難指示はどこを示していたのかについてでございますが、これは町内全域の法面崩落等の危険がある場所でございます。10月12日、気象庁から土砂災害の危険が迫っているときに発表される土砂災害警戒情報が17時49分、そして重大な被害の危険性が著しく高まっているときに発表される大雨特別警報が22時に発表されました。町内全域には、避難勧告等の判断材料となる土砂災害1キロメートルメッシュ情報で土砂災害発生の危険性が非常に高まっていたことから、17時49分に避難勧告を発令したところであります。

ご質問にあります町民体育館につきましては、耐震性能が満たされていないことから、今回避難所として使用せず、防災行政無線において下郷ふれあいセンターとコミュニティーセンターに避難を促しました。行政区長さんへの連絡についてでございますが、全区域でありませんが、大雨時に河川氾濫の可能性が高い戸赤、枝松地区については、事前に連絡を行っておりました。

民生委員の行動についてでございますが、民生委員の行動については町からの指示ではなく、自主的行動でございます。行政区長さん同士も連絡を取り合っていたと聞いております。このような方々に感謝するとともに、今後さらなる町民の防災意識の向上に努め、安全、安心な町づくりを進めていきたいと思っております。

町民以外の避難受け入れについてですが、町民以外の避難者の受け入れは可能です。下郷町には大内宿、湯野上温泉、塔のへつり、観音沼など、多くの観光地を有しておりますので、観光客等の滞在者にも緊急速報メール等での連絡を行っております。

避難場所が満杯になったときの対応でございますが、今回下郷ふれあいセンターやコ

コミュニティーセンターを開放し、避難所といたしました。コミュニティーセンターが満杯になれば、下郷中学校や旭田小学校も開放する予定でございます。

最後の土砂崩れの箇所、復旧についての対応でございますが、町道が43路線、河川が、16河川、農地が26件、農業用施設が48件、林道が19路線で35カ所でございます。復旧に向けた対応については、国に災害申請を行っている箇所、今の今年度対応の予定の箇所、今後検討をしていく箇所などがありますが、鋭意復旧に向けて対応していく考えでございます。

次に、大きな2点目の森林環境譲与税の使い方でございますが、現在法律に示されております森林の整備に関する施策、森林整備を担うべき人材育成及び確保、木材利用の促進、そのほか森林整備の促進に関する施策等という幅広い用途の中、方向性を協議しているところでございます。一般的な例を挙げますと、経営管理に適した森林所有者と町が経営管理に係る契約を結び、意欲と能力のある県登録者、経営管理を委託するものや今後材出しを予定している地区における林道の改良工事、林業を行う事業所に対し、人材育成及び確保に要する人件費の補助、林業関係職員の森林整備に対する理解の向上のための研修会の費用などさまざま、現在検討中でございます。本年度におきましては議案にもございますが、基金を造成し、積み立てる予定であります。その活用に向け検討を重ね、具体的な方向性が決まりましたら事業として実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの答弁の中で、避難所、ふれあいセンター、コミセンだと言われておりますけれども、避難したその人数、トータルわかれば教えていただきたいと思っております。

そこで、先ほども話したように、江川地区の人が町民体育館に行きました。電気も消え、鍵もかかっていたと。しかし、役場のほうへ電話したら、ふれあいセンター、コミュニティーセンターへ来てくれと。向かうと国道121号線を迎えました。しかし、湯野上の浅沼スタンド、三立土建のあの沢が水が出ていて、土砂が出ていて通行止め。そのときに、雨の中対応していただいた南会津署員の皆様方には、誠にこの場をおかりしまして厚く御礼を申し上げたいと思っております。

そこで、先ほど町長さんが言いましたけれども、町民体育館耐震でだめだったと、危ないからと、そう言われたのですけれども、今回の台風は大雨だったと思うのです。体育館がだめだったら、その隣の江川分館、そして湯野上保育所が指定になっていると思っております。やはりそういったところを今回対応してもらいたかったと、そう思っております。

それから、今回の被害、災害でございますけれども、かなり数あることがわかりました。そこで、水路関係あたりは、やはり緊急、火事になった場合には水がなかったら危険を伴いますので、そこら辺の対応は予備費とか何かで対応していただいたのかどうか、

お聞かせ願いたいと思います。

それから、森林環境税の使い方についてでございますけれども、今回この環境税は我々が年間1,000円ずつ取られている住民税が引かれております。その中の返戻金と思っております。そこで、今から5年前にある地区で保安林の伐採、県の事業で切っていただきました。そして、その後2年過ぎて、県の林業事務所職員並びに町の農林課の職員、総勢15名で植栽、山にある桜の木、コブシの木、もみじを植えていただきました。しかし、植えたっきり何の手入れもしません。そこで、地区区民の人たちが草刈り、そういった手入れをしておりますので、そういったところに今回の森林環境税を有効に使ってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 避難の人数については、担当課長のほうから答弁させます。

それから、体育館に避難所ということでできなかったかどうかということですが、先ほど1回目の答弁もありましたように、耐震の補強ができていないために、満たされていないことから、今回は防災会議でそこは外したほうがいいのではないかという結論でふれあいセンターとコミュニティーセンターを指示したわけでございますが、いずれにしてもあらゆる想定を考えなければならないと思っておりますので、今後の指示の仕方、対応の仕方については十分検討していきたいと、こう思っております。公民館あるいは湯野上保育所あるいは湯野上の湯の郷会館なども避難場所として考えるべきではないかと。

それから、被害箇所は先ほど申し上げましたとおりでございますが、被害の、要するに小さな被害については、専決で重機対応、人的対応で今回の被害の箇所の補修等についてはそのようにさせていただきました。

なお、今後もあるであろう被害の箇所については、一応来年度予算等の対応になるかと思えますし、今は査定中でございますが、大きな工事箇所は、災害箇所は査定中でございますが、その金額に基づいて発注することになっております。

それから、森林環境税についてはいろいろな使い方がございますので、先ほども答弁したように今基金として積み立て、その使用については今後さらに検討していきたいと、こう思いますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 1番、星議員の再質問にお答えいたします。

避難者数でございますが、下郷ふれあいセンターにつきましては43世帯100人でございます。また、コミュニティーセンターにおきましては、10世帯15人でございます。合計といたしまして、53世帯115名となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

1 番、星輝夫君。

○1 番（星輝夫君） 1 点だけ再々質問させていただきます。

今回台風の状態のときに町長さんはどこにいらっしまったのか、この 1 点だけお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 役場におりました。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○1 番（星輝夫君） 答弁誠にありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） これで 1 番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、6 番、小椋淑孝君。

○6 番（小椋淑孝君） 議席番号 6 番、小椋淑孝、一般質問をさせていただきます。

職場環境について最初に質問させていただきます。今年 12 月 1 日現在の下郷町役場の職員数は 93 名と聞いております。新採用で入った職員が 11 月末現在で 2 名やめております。せっかく採用しても、定年まで勤めずにやめてしまう若年層の退職者が増加傾向にあるようです。個人の事情があつてのこととは思いますが、一概に悪いとは言えませんが、職場環境にも問題があるのかもしれない。なれない仕事や人間関係、さまざまな要因も含めて考えられますが、採用試験での基準にも言えることだと考えられます。採用試験での面接などを行い、合否判定をしていますが、その際の基準はしっかりしたものなのか、お伺いします。

また、職員数が 93 名の中で、育休中が 2 名、病休が 3 名、休職中が 1 名、停職中が 1 名いて、現在実稼働数が 87 名で、本町の人口が 12 月 1 日現在 5,594 名で、職員 1 人当たりの町民数が 64.3 名となっております。今年度当初から比べますと、職員の負担は増加傾向になっております。病休中の職員が体調不良になってしまったのは、職場環境に問題があつたと私的に考えております。特に教育委員会の職員が 2 名も休んでおり、他の職員の負担が多くなり、大変だと思っております。

それは教育委員会だけではなく、ほかの課にも言えることだと思います。仕事量でいえば、町長さんが職員時代から比べると多くなっているとは思いますが、担当課の職員で仕事をこなしています。ストレスチェックなどを受けているとはいえ、職員の皆さんは少なからずストレスを持ちながら仕事をやっていかなければならない。そのためにも職員及び職場の環境を整える必要があると考えますが、町長のお考えをお伺いします。

2 点目に、老人福祉センターについてお伺いします。いきいきランドしも郷にある老人福祉センターですが、昭和 50 年に建てられて、現在までに小規模改修工事は行っており、平成 30 年度には大型エアコンを設置したので、過ごしやすい空間になっているようですが、利用者は平日どのぐらいいるのか、お伺いします。

また、建物が新しい耐震基準を満たしていないようですが、町の公共施設管理計画では建築年数 30 年目で大規模改修を行うと示されていますが、耐震補強工事や大規模改修工事は行ったのか、お伺いします。

以上、2点ご回答よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の職場環境でございますが、採用試験の合否判定の基準についてのご質問でございますが、おただしの面接試験では、委員長に副町長、委員に教育長、総務課長からなる採用試験委員会を設置し、統一した基準に基づき面接試験を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員及び職場環境を整える必要性についてのご質問でございますが、議員がおただしのとおり、職場環境は職員が業務を行う上で重要な部分だと認識しておりますので、今後もメンタルヘルス不調の発生の防止のため、よりよい職場環境とするため、必要に応じて職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の老人福祉センターでございますが、1つ目の質問であります老人福祉センターの利用者数でございますが、本年度11月までの利用者数は2,494名であり、平日1日当たりの利用者数は約10名であります。なお、土日、祝日の1日当たりの利用者数は約12名となっております。

2つ目の質問であります耐震補強工事や大規模改修工事の実施状況であります。まず耐震補強工事につきましては現時点で耐震診断を行っておりませんので、耐震補強工事も行っておりません。耐震診断は本来56年5月以前の建物、建築物全てに実施すべき努力義務が課せられておりますが、国では特に不特定多数の方々を利用し、また大規模な施設を特定建築物に指定し、より強い耐震診断の義務づけ及び指導をしております。本施設は耐震改修促進法での基準からは除外されていることから、現時点での耐震診断は行っておりません。しかしながら、公共施設であり、また不特定多数の方が利用することから、耐震診断は実施すべきと考えております。

次に、これまでの大規模改修工事につきましては、平成7年、8年度の2年間にわたり、建築、電気、給排水、機械設備等の改修工事を実施しており、また平成15年度にも大広間の床改修、トイレの改修、外壁の塗装等の改修工事を行っております。なお、本施設の公共施設管理計画での下郷町公共施設個別施設計画につきましては、本年度と来年度の2カ年で計画を策定するように進めているところであります。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 6番、再質問させていただきます。

採用試験につきましては、委員長に副町長、総務課長と教育長も入っているということで、この辺はわかりました。

職場環境についてなのですが、私がお聞きしました職員の負担、これをどう改善するかという点に関しましては課で対応しているということですが、実際問題いた人がいなくなれば、今まで2人もしくは1人でやっていた仕事はそのままその課に残るわけです。

まして教育委員会は子供たちを管轄する課でございますので、小学校、中学校、そういうふうに負担が行くのではないかと懸念がされます。まして同じ教育委員会の中から病欠が今2人出ております。ということは、職員がストレスを抱えて病気になってしまったと言わざるを得ない。ということは、職場環境が悪いと。こうなった場合に町長がその課で対応しろといいましても、その課の内部の人間は変わらないわけなので、改善するには外部から人を入れたり何かしなければ改善にはならないと私は考えます。これはほかの課でも言えることですので、町役場職員が仕事に一生懸命やっていたているのは大変わかります。ありがたいことだと思いますが、職場環境を整えるのはその課、確かにごもつともです。課長であったり、次長であったり、トップの皆さんが部下を面倒を見てあげてやらなければいけない。それは、コミュニケーションもとらなくてはいけない。そういう中で病欠が出る。今年度に限っては、新採用で入ってもらった若い人が11月末で2人もやめている。職場になじめなかった個性の問題もあるのかもしれませんが、何年かして入っている職員が病欠で休んでいるというのは、やはりそこは改善していかなければならない。この病欠になった要因は、ストレスチェックを確かに行っていますが、ストレスチェックは6月、7月あたりにやっているというのもお伺いしております。でも、負担は、多分仕事量が多いというところで間に合わないから残業をしますと。以前私がお質問したときに、サービス残業はないと言いますものの、代表監査委員からはやはりあったと認めざるを得ないという答えもいただいております。その辺の改善も多分なされていない。今現在も、この役場前6時以降走ったときにも、電気が2階も3階もついているところがあります。やはり職員の人に聞いたら、仕事量が多いですと素直に答えていただきました。これは仕事ですからしょうがないことではあるのですが、その辺を上下関係なしに考えても同じ課の人間としてサポートはしていかなければならないと思うので、その辺の改善点というものはどういうふうにお考えなのか、もう一度ご質問させていただきます。

もう一点の湯野上老人福祉センター、大規模改修は行っていないということですが、こちらはやはり私的にいきいきランドしも郷にある老人福祉センターというふうになっておりますが、ほかの町外の方が利用する際にやはり場所がわかりづらい、耐震基準の診断も受けていない、公共施設ですからやらなくてはならないと今ほど町長も言っていました。もしこれ耐震基準診断をやった場合に、年数も昭和50年に建てたものですから、大分経過しております。新しい耐震基準の診断でやはり工事をしなくてはならないとなった場合に、同じ場所にやはり建物としてそのまま残すような考えでもいると思うのですが、新しい場所への移設も考えたほうが町のためには利用促進になるのではないかと。会津縦貫南道路ができて、交通で素通りされてしまうという懸念がされる場合に、こういうものを国道沿い、見やすい場所に新しく移設するというのも一つの手ではないかと思っております。その辺はどうお考えなのか、もう一度お伺いします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小椋議員の再質問にお答えしたいと思います。

職場環境の改善についてでございますが、当然職員の皆様には毎日負担をかけながら努力していただいていることは事実、承知しております。現在、教育委員会では2名の休暇者がおりますけれども、環境が悪いとか、よい環境が整っていないとかという問題ではないと思います。要因は、いろいろあろうかと思えます。その判断については個人差がございますので、ここで答弁は控えさせていただきます。いずれにしても、改善策については新年度において考える以外はないと。途中からの人事異動は行わない考えでございますので、その点は了解していただいて、最善なる改善策をとっていきたいと思います。

2点目の老人福祉センターにつきましての耐震の関係での考え方でございますが、耐震調査をするということが前提でございますので、その辺の調査が終わり次第の考え方はもう少し煮詰めなければならないと、こう思っていますので、今あれを取り壊して建てかえるかどうかという判断も、また耐震の調査をした結果を踏まえて考えていくべきなのが本来ではないかと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再々質問をさせていただきます。

職場環境についてなのですが、町長言うように個人差もあって、これは大変なことと思えますが、もう一点私うわさで聞いております。教育委員会で、今係長職の子も何かちょっと病氣的なふうになっているといううわさを聞きました。あくまでうわさですので、私もわかりませんが、教育委員会またですかと私は思いました。ということは、教育委員会のポジションにいる子たちは、ほかの課に比べればストレスがたまっているというふうにとらざるを得ません。この辺に関しまして教育次長にもこれは答弁させていただきたいのですが、教育委員会でこれほどまでに病欠になる要因は一体何なのでしょう。個人的なものも確かにあると思えます。でも、仕事柄やはり教育に携わるということは細かいことを多分やっていると思うのですが、これが本当に病欠が教育委員会のほうから出ているのは異例だと思います。ということは、今後新たな人事は、町長は新年度になってからとおっしゃいますが、これまた病欠になって人がいなくなれば仕事も大変になってくる。そうなった場合に臨時職員を雇うなりという対応はしなければいけないと思えますが、その辺今現在の職場環境について次長から、今後臨時職員に関してどうするのか町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小椋議員の再々質問にお答えしますけれども、教育委員会の職員についてのうわさで私が答えるべきことではないし、先ほども再質問の中でも改善策をとりたいと、臨時職といってもこれは予算の計上をしなければできないわけですので、その辺

はご理解いただきたいと思います。

なお、教育委員会の仕事内容について、私は教育委員会に6年ぐらい勤めているのです。学校教育も社会教育もやってきました。その中で、仕事の内容は十分にわかっているつもりでおるのです。児童生徒数の人数は変わらないのです。転出、転入の場合が出てきますけれども、要保護生徒の人数も変わらない。途中から入った人は増えます。通学費は決まっております。バス代も決まっております。そういう状況の中で、一生懸命頑張らせていただいておりますけれども、やはり周りの人とコミュニケーションをとりながらやることで非常に解決策ができるのではないかと考えていますので、個人的なものについては次長としてもこういう考えでありますから、私と同じですから、この再々質問については以上でございますので、ご理解いただきたい。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○6番（小椋淑孝君） 結構です。

○議長（佐藤盛雄君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） おはようございます。5番、湯田純朗、通告書により一般質問を行います。

まず初めに、国道121号線道路の拡張についてご質問申し上げます。この場所は、旧玉川商店の取り壊し、買収が行われ、国道121号線と国道289号線の交差点の道路改良が本年6月より開始され、今年中の完成を目指して着々と工事が進められ、町民はもちろん、国道を利用する全ての方々の期待ははかり知れないものがあります。また、観光に依存する本町にとりましても、国道121号線及び国道289号線は重要な役割を持っております。しかし、その改良工事が12月6日をもって全ての工事が中断され、工事請負業者の看板も撤去されました。刈林町民はもとより、全ての町民がなぜ中止されたのか、皆さんは首をかしげております。

そこで、何点か質問させていただきます。この工事の完了が看板によりますと12月30日までとなっておりましたが、今申し上げたようになぜ中断されたのか、その理由がわかれば教えてください。

町と南会津建設事務所との協議はなされたのか。協議がなされたのであれば、いつ、どのような内容で協議されたのか、お教えください。

次に、令和2年度の町内小学校における複式学級の導入についてご質問申し上げます。令和2年度から町内3小学校の現在の1、2年生の生徒が複式学級になるということですが、少子化現象には歯どめがかかりませんが、本町においても例外ではございません。このような事態になる前に何か方策はなかったのか、お伺い申し上げます。

それから、今後も当然複式学級ということも考えられるわけですが、私以前に小学校統合について質問した経緯がございます。そのときの町長の答弁は、地域のコミュニティの衰退につながる、小さな学校でこそ長所が生きるなどと申しておりました。改めて今後中学校を含めて小学校の統合を推進する考えはあるのか、ないのか、お聞きしたいと思います。また、複式学級について町長はどのような考えをお持ちでしょうか、

お伺いいたします。

3点目、町職員の職場環境についてでございますが、下郷町長に就任されて6年が経過しました。そこで、各年ごとの受験者数、合格者数、退職者数、入院休暇をとられた職員は何人いるのか。お聞きしたところによりますと10月に1人、11月に1人と相次いで退職されたという事実は、私は大変残念に思います。それから、休んでいる職員も数人いるとお聞きしますが、何人の方がそのような状況に置かれているのか、お聞かせ願います。また、退職事案におきまして何が原因なのか、町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

以上、ご答弁をよろしく願います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗君のご質問にお答えいたします。

1点目の国道121号道路拡張改良工事の進捗状況でございますが、本事業の発注元であります福島県南会津建設事務所から、ご質問のある工事の内容は、工事手順及び予算の都合上、現道交通の支障とならない現道の外側の排水溝及び下郷町商工会へ上がる町道つけかえの路盤工までとなっており、本工事はほぼ完成している状態ではありますが、現在民地側との境界部分の工事が残っており、関係者との協議結果を反映した設計を進めていた中で、台風19号の災害対応により、設計会社の作業を中断したための工事の中断となり、当該設計が終わり次第工事を再開するとのことであります。また、次の工事となる現道部分の改良工事及び全体の舗装工事は発注に向けて準備を進めておりますが、信号機の移設を同時に行うことや大規模及び長期の交通規制を伴う内容であります。早期完成を目指してまいりますとの情報をいただきました。また、県が発注する工事に関しての町との協議については、町管理施設に関する協議等を含む工事発注前の事前協議は行われておりますが、いずれも担当者同士でもあります。具体的な工事の進め方に係るものについては県から協議がされることはありません。

次に、大きな2点目の令和2年度町内小学校における複式学級の導入についてでございますが、湯田議員のご質問のとおり、来年度は全ての小学校において、2年、3年生が複式学級となる見込みでございます。この複式学級の基準については国の法律で定められておりますことから、避けては通れないものとなっております。

そこで、1点目のこのような事態になる前に何か方策がなかったのかということでございますが、まずは子供の出生数が少ないという根本的な問題がございますので、この解決のためには若者の定住促進、雇用の創出、安心できる子育て環境の整備など、多方面において施策が必要であり、先進的な事例等を参考としながら、本町の施策を推進していかなければなりません。

一方で、少子化に対応した複式学級の解消という点では、単純に小学校を統廃合すれば解消が図られるわけでございますが、特に本町においては地理的条件により、遠距離通学が最大のネックとなっておりますので、低学年児童にかかる身体的な負担や親にかかる経済的負担などを踏まえながら、慎重に検討を重ねていかなければならないと考え

ております。

また、小学校の統合を推進する考えはあるのか、ないのかということでございますが、保護者や地域などさまざまな方面から意見を頂戴しながら、複式のメリット、デメリットを精査して検討してまいりたいと考えておりますので、小学校の統廃合あるいは中学校含めた義務教育学校の設立は重要な選択肢の一つにあってよいと考えております。

最後に、複式学級についての町長の考えということでございますが、複式だから優秀な人材があらわれないかといえ、皆様ご承知のとおり決してそのようなことはないわけでございます。複式であるかないかにかかわらず、教員と子供がいかに向き合い、それを家庭と地域がサポートしていくのが、そこに教育の本質があるのであり、そういった義務教育の現場に応えることが我々行政側の責任であると考えております。

次に、大きな3点目の町職員の職場環境についてでございますが、私が町長に就任した平成25年から隔年の受験者数、合格者数、定年退職以外の退職者数、病気休暇取得者数でございますが、25年度に実施した採用試験の受験者数でございますが、24名が受験し、4名を採用しております。26年につきましては30名が受験し、5名を採用しております。27年につきましては13名が受験し、3名を採用しております。28年につきましては25名が受験し、9名を採用しており、29年度につきましては19名が受験し、4名を採用しております。30年度につきましては20名が受験し、5名を採用しております。また、今年度については、11名が受験しております。次に、定年退職者を除く退職職員数につきましては、25、26年についてはございません。27年度は4名で、うち寿退職が1名でございます。28年度は1名で、これも寿退職でございます。平成29年には2名、平成30年には1名となっておりますが、亡くなられた方の死亡退職でございます。今年度につきましては、12月1日までに2名が退職しております。いずれも依願退職でございます。病気休暇を取得した者の数については、25年度が1名、26年度が8名、27年1名、28年2名、29年5名、30年は2名となっております。今年度につきましては、12月1日までに4名、うち退職者1名が取得しております。なお、退職の原因につきましては、それぞれ個人に関する事項を多分に含んでおりますので、詳細につきましては控えさせていただきますが、退職の事由としては死亡退職を除き、依願退職となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） まず、国道121号線の道路拡張について再質問を申し上げます。

皆さんも現状を見るとよくわかりますが、あそこに今まで二十何年来玉川商店がなかなか立ち退きに応じなくていたわけです。ようやく買収、亡くなられて、その家族が、親族が買収に応じて撤去されました。皆さん非常に、あそこ今度よくなると誰もがみんな思っているわけです。そして、既にもう、舗装をしないだけですか、あの保育所を上げるつけかえ道路というのですか。それがぴたっととまってしまったと。伊勢平商店のほうから十字路、信号のほうの交差点に向かって側溝等も完備されていたわけですが、けさ現在でも東邦銀行のすりつけ、そのところに碎石が盛ってありました、歩きやす

いように。町長のうちの前は完全に、もう側溝まで塞がっているわけです。碎石で塞がってしまった。私、人のうわさは火のないところに煙立たないわけです。そうすると、あそこでなかなか承諾できないとか、そういういろいろな問題で工事の進捗に対して後ろ向きな考えの方がいるとなれば、あの上に将来トンネルができるであろうという方が1軒ありまして、それは土地の問題全然問題ないのです。この交差点につきまして、東邦銀行さんと町長の自宅以外ないのです。もうそれは個人地ですから、これは先ほど町長から答弁ありましたように、県のほうでそれで終わりだと、こういうことだというようなニュアンスでご答弁いただきましたが、私聞くところによると全く違っていると。その工事は、台風19号については私も聞いております。それでおくれたと。それはわかりますけれども、あそこの東邦銀行さんと町長、星學さんの自宅の前のすりつけ、あそこは23センチから30センチの段差があるわけです。まあそれもなかなか実際個人の土地持っていれば、その段差をどうするのだと、そのすりつけに対してなかなか理解できないとか承諾できないというのがあると思いますけれども、それが原因で道路改良が進まなかったというふうな点もあるのかなと私は思うのですけれども、その辺をもう一度ご答弁願います。

それから、今町長の答弁にありましたが、電柱の移転、声がどうしても大きくなりますけれども、電柱の移転はどこでもできるのです。ただ、あそこは大きな交差点になりますので、当然電柱はなぜ必要か。信号機があるから、信号機をつけるために電柱が必要なのです。その電柱の移転が進まないと信号機ができないのです。できないということはあのままなのですよ、工事は。現状は。電柱1本でころっと植えればそれで済むでしょうけれども、電柱を引っ張る線が必要ですから、支えるもの必要ですから、当然大きな面積になると思いますけれども、それから私がこれちょっと町長にお考え確認したいのですけれども、屋根の上を電線通すなどという話もあるのです。私直接本人から聞いたわけではないので、そういう問題も重なってあの工事が30日までである。私は産業厚生常任委員の所管業務検査のときに保育所の前で道路課長にお会いしました。12月1日から始めますと言っていたのです。ああ、よかったな、よろしく願いますと私はお願いしたのです。ところが、何ですか、あれ。全部渡部工務所の看板撤去しました、全て。ある関係者は、その会社が何やっているのだと怒られて困っているのですという話もありました。ですから、なかなかあの電柱確かに電線を、高圧電線だったらばうちの真上を通すなど、そういう話もありますけれども、普通の電線でしょう。信号機取りつけるための必要な電気ですから、そういう問題でなかなか東北電力さんも話一人ちょっと来たら社員の方来ました。何やっているのですかと言ったら、今言ったような話もありました、名前私確認しませんでしたけれども。あの道路は下郷の観光の唯一の道路でしょうが。なかなか反対とは言わなくても、承諾得なかったら、町長、私と一緒に行きませんか、説得に。

以上です。答弁お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田議員の再質問にお答えしますが、121号線道路拡張工事の進捗状況についてのお話でございますが、建設事務所の発注工事でございますので、私が工事内容について1度も言ったことはございませんし、早目にやっていただくということが私の基本でございますので、それ以上のことについてはここでは答弁することはできないと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 町長、どんな事情があるかはわかりませんが、先ほど冒頭で申し上げましたが、二十数年来の下郷の悲願なのです、あそこは。これ栄富線のほうのトンネルとか、そういう話ではないです。とりあえずあの変形的な形の交差点ですか、T字路というのですか、今現在。あれで、あの前で私も住んでいますけれども、もう連休にはクラクション鳴ってほうほないのです。右に赤、常に青にならない、あの信号は。青になるのは、真っすぐ行くか、右に曲がるかの矢印だけなのです。信号は、赤、黄色、赤、黄色なのです。ですから、まして他県のナンバーなんか来ると、わからないで真っすぐ行くしかついていない。右に曲がってとまっているのです。でも、よくあんな交差点で事故が起きないのが不思議なくらいです。非常に、地元の方もいらっしゃいますけれども、高齢者もいます。それみんなやっぱりわかっている、もう行ってしまふのです。あそこで何人かパトカーに捕まっている人いっぱいいます、下郷住民でも。だから、お父さん、わかっていなかったのですか、わかっているでも行ってしまったと、そういう人もいます。だから、そういうような、少なからずも町民がそういうことを被害というのですか、自己責任でございますが、被害に遭っている方もいますから、ちゃんとそこら辺をもう少し早目に進めてもらえませんか。いろんな道路の陳情町と議会で上げて、しょっちゅう歩いているわけです。その中で、あの目の前でなかなか進まないというのは、町長、自分の前のだからなかなか言えないのしょうけれども、私がかかわって言ってあげますから、私に相談ください。

以上、答弁もらいます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず、議員がおっしゃるとおりでございます、早目に工事が進捗をしなければならぬと私は常々思っております。しかし、これは建設事務所の発注行為ですから、私が云々かんぬんということについては差し控えたいと思いますが、平成3年のとき説明会があって、いろいろ紆余曲折があって、ようやく1軒の承諾を得ながら、もう一軒のことについてはまだまだ未解決でございます。それを解決しながら本当の道路をつくっていただく。本路線の道路についてはまだ暫定の道路だと聞いておりますので、その辺は理解しながらこれからも要望活動あるいは建設事務所には要望としてお願いしていくという考えでございます。よろしくご協力をお願い申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありますか。

○5番（湯田純朗君） はい。

○議長（佐藤盛雄君） これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時02分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時15分）

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 2番、玉川邦夫です。通告どおり、大きな柱2つでお話しさせていただきます。

まず1つは、今回の台風19号の防災体制から学んだことを挙げながら、町長に4つほど質問いたします。町づくりに安全で住みよい町が根底にあることは言うまでもありません。そこで、行政は安全で安心な地域づくりのため、防災体制の整備を進め、防災訓練や自主防災組織での実践などを通じて、災害に強い町づくりを目指してきました。来年度からの第6次振興計画でも、それらを受けてずっと住み続けたいと思えるような町づくりの方向性が示されたところです。こうした視点を踏まえて、4つの質問をさせていただきます。

まず1つ、台風19号で本町は速やかに災害対策本部が設置されたわけですが、防災訓練とは違った緊張感が走ったことと思われれます。今回の豪雨災害に当たり、対策の指揮をとられた町長からの総括をまずお聞きしたいと思います。

2つ目は、私たちは口をそろえて下郷町は災害に強い町と認識してきました。大川の地形からしても、氾濫や決壊、そういうものはないかもしれません。各地区の集落近辺では、今回の豪雨によるダメージがかなりあったように思います。4年前に作成されたハザードマップから見ても、地すべりや崩落が身近に迫っています。マップの検証、見直しは今後されるのか、伺います。

3つ目、「命を守るための行動をとってください」、この緊急放送は、私は初めて緊張感の中で聞きました。ふれセンに100名の自主避難。私の地区でも2名が避難。床下浸水の危機で助けを求めてきた住民が1軒。田沢川近辺の住民は、大きな石の流れる音で不安な一夜。今回の大雨で住民の不安を和らげてくれた消防団組織の存在に改めて感謝したいと思います。自民党の上杉謙太郎議員は、衆議院災害特別委員会で、応急対応や避難誘導などに奔走した消防団の処遇を改善すべきだとして、政府支援を求めました。処遇問題は、我が議会でも何度となく取り上げられてきました。近隣の町村に合わせるのではなく、より積極的な町長の考えをお聞かせください。

4つ目、消防施設整備事業費の補助金についてです。消防ポンプ小屋の補修、改善工事が必要になっている箇所は町内で幾つぐらいあるのか。また、消防ポンプ小屋建築のための国の補助はあるのか、教えていただきたいと思えます。財政豊かな行政区はありません。ポンプ小屋改修等に2分の1程度の補助では、住民に非常に厳しい負担を課すこととなります。町民にとって安心、安全を守る大事な施設であるという認識を強く持っていただき、もろもろの施設整備事業も含めての補助金について検討をお願いしたい。

町長のお考えをお尋ねします。

大きな柱2つ目です。協働の町づくりを考える、その中から町長に2つ質問をいたします。住民と行政による協働の町づくりを進めていくためには、行政が応援し、町民が実践していくという姿勢も大事な要素です。そのための行政サービスのあり方が住民との双方向のやりとりをする上で非常に大切になります。

そこで、町長に2つお尋ねします。1つは、一昨年度町長が各行政区に出向いての座談会を開いていただきました。思ったほど集まらなかったかもしれません。しかし、協働の町づくりで重要なのは、町民と膝を交えてのこうした座談会なのです。来年度は、6次振興計画スタートの年。ぜひ続けていただきたいのですが、どうでしょうか。また、実施するならばどのような構想をお持ちなのか、お聞かせください。

2つ目、今年度から我が地区でも、塩生の地区でございしますが、ふれあいサロンを結成しました。職員の方が計画の段階からとても親身になって相談に応じ、活動のアドバイスをしてくれました。福祉センターでのふれあい活動は、地区の活性化につながっています。このすばらしい温泉つきの老人福祉センターをもっともっとPRして活用してもらいたい、実感しました。

そこで、2つの課題が見えてきました。検討していただきたいと思います。その一つは、福祉協議会のマイクロバスをホーム利用者優先に運行できないか。年度当初の計画で役場や公民館の予約で埋まっていることが多くあります。また、月1ないし2回でも利用者送迎の巡回バスとして便宜を図れないかということです。

2つ目は、新しい企画を時々社会福祉協議会と町が共催して、誘客のための後押しをしてほしい。他町村への魅力発信にもなり、町の交流人口を増やすきっかけにもなるのではないかと。

以上、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

1点目の台風19号の防災体制から学ぶでございしますが、初めに10月12日土曜日から13日日曜日に発生した台風第19号豪雨災害の総括でございしますが、午後4時52分に下郷町災害対策本部を設置し、土砂災害警戒情報、大雨特別警報を受け、災害予防、災害応急対策の対応に取り組みました。町内での湯野上地区の住宅裏の用水路の水量オーバーによる浸水1件、小松川地内の一部損壊1件、住家以外では、流木の河川せきどめによる溢水浸水が1件、沢から出た土砂の事務所内流入1件、一部破損1件、公共土木施設59カ所、農林水産施設109カ所の被害が発生しましたが、消防団を初め関係機関のご尽力により、幸いにも人的被害はありませんでした。検証としましては、内閣府の避難勧告等に関するガイドラインに沿って作成した下郷町避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、福島地方气象台等で発表する土砂災害警戒情報や大雨特別警報をもとに発令した避難勧告は、町民の方々の安全を確保する観点から妥当であったと考えております。ただし、その前の段階であります避難準備情報の発令を日中の明るい時間帯に発令できな

かったのかの課題もございますが、今後につきましては今回の教訓を生かし、早急な情報収集、さらには早急な避難勧告等の判断をしまいにありますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

2点目のハザードマップの今後の検証、見直しでございますが、現在のハザードマップにつきましては平成27年3月に作成し、平成27年4月に全戸配布しております。検証及び見直しにつきましては、本年度実施しております下郷町地域防災計画の改訂を行った後に見直しを実施し、修正作業を経て改正版として全戸へ配布したいと考えております。

3点目の消防団組織への処遇改善に関する内容でございますが、今回の台風19号での対応もそうですが、消防防災体制の中核的存在として、消防団長指揮のもと迅速な対応をしていただきました。大変感謝しているところでございます。なお、今回の議会において議案第79号として提出いたしました下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例におきまして、消防団員の出勤手当の改正に関しお諮りをしているところでございます。今後も消防団員の処遇改善につきましては、検討を重ねてまいりたいと思っております。

最後になりますが、4点目の各地区におきます消防ポンプ小屋の補修、改修が必要な箇所数及び建築に係る国からの補助についてでございますが、各地区の消防施設の管理については各地区及び消防団にお願いしており、実際に補修、改修が必要な箇所数は地区からの要望により対応しているところであります。毎年11月の各行政区からの重点要望等にて、改修が必要な箇所及び経費を把握をし、各地区と協議した上で翌年度に補助金として予算処置をしている状況で、現時点の要望では改修が1件、屋根塗装が1件でございます。非常備消防、消防団に対する屯所や消防車両と車庫等の施設整備に係る国の補助金については現在のところございませんが、町単独事業として消防施設整備事業費の補助金の交付要綱を設け、対応させていただいております。補助の内容につきましては、消防ポンプ置き場や屯所の新設の場合は補助対象事業費の2分の1以内の金額として、補助対象面積を40平米、1平米当たり9万6,000円として算出した額の2分の1を限度に交付いたしております。また、改修や解体につきましては、原則補助対象事業費の2分の1以内となっております。消防施設は、大切な施設ということは十分に認識しております。整備事業費の補助金でございますが、これまで各地域に対して2分の1の補助を交付している実績を踏まえ、今後の人口の推移等を注視しながら補助金の負担割合などを検討する必要があるものと考えております。

次に、2点目の協働の町づくりを考えるでございますが、平成29年2月に行った座談会におきましては、第5次下郷町振興計画や総合戦略の説明を行うとともに、各集落が抱える課題等について貴重な意見をいただくことができました。座談会のような場で直接住民の皆様の意見をお聞きすることはいかに重要なことか、改めて認識したところでございます。現在は、各行政区での重点要望事項を直接区長さんからお聞きすることを平成26年度から継続し、また第6次下郷町振興計画策定においては住民参加型のワークショップを実施し、住民の声を行政に反映する取り組みを行っているところでござい

す。しかしながら、社会情勢は刻々と変化し、行政区における課題も多種多様なものとなっている今般、きめ細かな行政運営の実現のためには定期的に住民の皆様のご意見をお聞きすることが必要と認識しておりますので、状況的を適宜判断し、座談会等の実施を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、ふれあい・いきいきサロンに関するご質問ですが、ふれあい・いきいきサロンは社会福祉協議会が中心となって推進され、高齢者が生き生きと暮らすための地域活動の拠点としてそれぞれ活動を行っております。現在、町では27集落においてサロンが組織され、それぞれ地域住民が主体となって軽スポーツや料理教室、温泉入浴等の活動を行っていると同っております。

1点目の社会福祉協議会の所有のバスを老人福祉センターの利用者優先で運行してはとのご質問ですが、ご指摘のありましたとおり、現在町や学校等の各種行事において、町バスではなく、社会福祉協議会のバスもお借りしながら運行している実態などから社会福祉協議会との調整をとりますが、老人福祉センターの利用者だけを優先に運行することは難しいものと考えております。

2点目の老人福祉センターのさらなる有効活用のご質問ですが、老人福祉センターの平成30年度の利用者は3,933人、町内が3,589名、町外が344名で決して多い数字ではなく、さらなる有効活用が必要だと認識しております。一方では、湯野上温泉の旅館や民宿等の営業の妨げにならないよう配慮が必要だと考えております。今後は、社会福祉協議会との協議を進めていく必要があると思われまますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） はい、ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、大きな柱の1番で、総括、いわゆる訓練ではないということで、非常に緊張感のあるお話をいただきました。今住民からも、広域からも、9月早々にやっている避難訓練、考えれば考えるほどなぜここに避難するのかと、あるいはこういう形でいいのかという問いかけというか、来ます。結局今回の場合の避難は自主的に非難の場面だったのですけれども、一番我々行政あるいは地域におりたときに、動けない老人、動けない立場の人、弱者です。こういう方が大勢いるのだと。塩生で例を挙げますと百二、三十人避難訓練します。これは3分の1なのです。3分の2は非常に困難であると。えっ、あそこまで歩いて行かなければならないのかと、そういう自信のないところ、そういう実態が地区にはあると。そんなことを考えると、これから避難訓練、いろんな想定の中でやっていかなければならないのかなと。それは地域に任された部分でなくて、町としてもそういう避難訓練のあり方をぜひ提唱していただきたいなと、それ強く思ひます。

あと2つ目は、災害に強い町、これ安易に言っではならないのかな。今回300、400ミリの集中的な豪雨。これで予算を見ると、新聞に載りましたけれども、2億円の補正予算を組むわけです。この雨だったからこの程度だったというふうなことにもなるので、ある業者に土砂払いなんか我々もしていただきました、大変迅速に。その中で、この程

度の雨だとすぐに土砂上げしなければならぬ堰がいっぱいあるのだという、業者にとっては仕事があるということでしょうけれども、これからはそういう対応というか、対症療法でなくて、この堰のところはやはりちょっと町で力を入れて、崩れてきても大丈夫なようにしなければならぬなど、そういうチェックをこれから入れていただきたい。いわゆる対症療法でない補助事業というか、そういうところを強く感じました。

3つ目ですけれども、国でも話題に当然したこの消防団、上杉国会議員出しましたけれども、上杉議員はこういうふうにも言っているのです。地域を守る消防団の処遇が手厚くないためになり手が少ない。これはもう一理ある。ただし、下郷みたいに非常に若者が手薄になっている、あるいは勤めがほとんどであると、そういう面でのなり手が無いというのもあるかもしれませんけれども、なり手が少ない、これは大きな問題で、ここを何とかしなければならぬわけですが、3月の議会で特別職の報酬等の審議会、これ10年ぐらいやっていないという声があって、やらなきゃならない。これどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、10月20日、ボランティア作業で消防団活躍してくれました。要請あるところは、私のほうも要請しました。とにかく堰に行く途中が全部取り込み口が砂でいっぱいだと。これは管理の問題も我々は反省しているのですけれども、消防団の力が非常に助かった。あのときの報酬というか、日当というのか、これは出されているのかというのもちょうとお聞きしたいと思います。

それから、後でこれ条例改正が出て、機能別団員というのが発足するようだけれども、これはまたの機会にご質問したいと思うのですけれども、先ほど出た消防団になり手が無い。大変各地区分団で苦慮されて、私らの塩生というところ、広報、回覧を回したのです。チラシを見て、消防団員募集、町長さん、これ目通されているかどうか。大変失礼な言い方なのですが、お粗末なのです。募集します、みんなで町を守ろうと。私はその別紙にくっつけたのは、ひよっとすると地域のお父さん、お母さんも働いているのだから、そんなに地区に入らなくても、なかなか手伝いできないのだから。何かむしろバックの保護者と言ったほうがいいのでしょうか、がやっぱり後押しをしてくれないと息子がならないという、まあそうだなという気にならない。だから、私はそれらに保護者の方々の心に届くようなちょっと、そういうのを内容入れてチラシを、広報といいますか、消防団の募集要項をつくりました。それが功を奏したかどうかわかりません。今年1名ヤングマンが入ってきて、本当にありがたいなと思っているのですけれども、これからまだまだ、一地区で申しわけないけれども、勧誘していかなければならない。勧誘してあげたい。待っているかもしれない。そんなところで、ちょっと町のほう、出ているもので私は拾いました、消防団員の募集。ぜひ見直しをお願いしたい、そういうふうに思います。

4つ目、国からの補助はポンプ小屋、車庫ですね。これはまずないと。いろいろ規約見ると、いろんな細かいのが出ているというのを感じました。ただ、要望書の中に盛り込まれているのは2件だと。ああ、これは出さないとなかなかひっかかっていかないから、これから出さなければならぬ。これは1戸のうちを建てるわけですから、相当、2

分の1の補助ではどこの地区も無駄だ。難しいだろうと。崩れたらテントでもかぶせておくしかないのかなど。大事な宝物、ポンプですね、第1分団。そういったところでひとつよろしく、補助のほうをご検討をさらによろしくお願ひしたいと、そういうふうに思います。

大きな柱の2番です。というか、利用者が少ない。私もデータを調べましたら、65歳以上、私もその仲間だ。3,400円、1年間で。町外が300人です。65歳以下480人。町外は29人。もう知られていない施設、利用されていない施設と言っても過言でない。私は利用して、本当に温泉質はもう湯野上温泉は最高ですので、ああいう施設が特定のあれ少人数の利用しかされていない。これはもうPR不足かなど。まだまだ課題あるかもしれません。私はもっとPRをすべきところかなというふうに思っています。私も高齢者の一メンバーに入ります。車を持たない人、弱者がいっぱい出ているわけで、そういう人たちが週に1回でも、月に1回でも利用できるようなバス、バスのとり合いっこをされています。巡回バスといいますか、買い物バスに使われていると。これもなかなかいろいろ私もそれ聞いていると、決まった店にショッピングと、そういったバスの使い方だけでいいのか。もっとやっぱり、そういう温泉保養施設をつくってあるわけですから、そういうところを加味したバスの運行、利用をできればやってほしいなど。

あと町と協議会がメインなわけですがけれども、町もそこに温泉会館というの4年前ほど出ましたけれども、民謡とかプロの落語でも何でもいい。そういうところでこれちょっと催しをタイアップしてやるとそこに客が寄ってくるかな。それを聞きつけて他町村の利用も増えるかなど。これは施設の問題先ほどありましたけれども、私はそちらは置いといて、あそこの施設を有効活用、もっともっと活用できる、そういう努力を行政側もサポートしていただきたい、そういう思いでございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君に申し上げますけれども、通告のなかった特別報酬審議会の件、消防団の入団のチラシ等は通告なされませんでしたので、今回のご答弁には申し上げないということにしたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、2番、玉川議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回の台風19号による避難発令につきましては、議員もご承知だと思いますけれども、平成31年の3月に法律の改正がございまして、1キロメッシュで5段階の判定がされるということになってきました。それに基づいて気象庁あるいは気象台は発表しているわけでございます。それに準じて地方自治体は発生を出さなければならないということになっておりますので、そういう発令をしたわけでございますが、避難訓練もまた必要だと思っております。こうした台風19号による避難、それが常々実施をいただいている避難訓練が非常に効果的になるかと思っております。ただ、老人世帯あるいは膝が痛いというような人が早急に避難できるかという、そういう問題はかなり深刻でございます。今後の課題でありますので、そうした訓練の関係を十分に協議させていただく。これが防

災計画を今年度中に作成し、あるいはハザードマップなどを作成して全町民に配るようになっておりますので、ご理解をいただければと申し上げます。

それから、災害査定における金額については、今回補正で計上いたしました。それ以外の中小災害については、今後の課題でございます。そのようなことで、できる限りの対応をしていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

要所の方法、せき上げとかそういうチェックも含めながら、やはり慣行水利権でございますので、それは行政区にお任せするとか財産区にお任せすることが当然でございますが、行政としても何らかの協力はしていきたいと、こう思います。

それから、消防団の手当の関係です。地域を守る消防団は大切な団体でございますので、その手当については検討して今回の予算の議案に提案しておるところでございます。

機能別団員につきましても、これは募集をかけておりますので、あらゆる行政区でそのように機能別団員がということになれば、そのように対応していただければと私は思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、消防団員の募集の関係でございますが、家族の理解も必要です。そして、消防団をなくすわけいかないので、その点はしっかりと受けとめて、今後とも行政に反映していくように努力していきたいと思っております。

また、老人福祉センター利用数の関係でございますが、確かにPR不足だとは思っております。いずれにしても利用していただくということですが、駐車場が狭かったり、あるいは施設が小さかったりすると、なかなか来ても駐車できないというような現在の状況でありますので、その辺を改善しながらも利用していただくということを常々考えておりますので、ぜひともご協力いただければと思っております。

福祉バスの運行につきましては、先ほど1回目で申し上げましたように、やはり社会福祉協議会のほうで歓談していただいて、いろいろな面で利用していただければと。やはり行政との調整も必要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

有効活用、サポートについては、当然我々行政側でもやっていくということは考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○2番（玉川邦夫君） ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） 昼食の時間に多少早いのですが、ただいまから休憩にしたいと思います。（午前11時48分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、通告に基づき一般質問を行います。

まず初めに、イノシシ対策についてでございます。イノシシによる田畑の被害が近年増大しております。各集落では、その対策が進んでおります。しかし、耕地面積の広い集落では、現状の補助制度では自己負担が大き過ぎ、なかなか防護柵等の設置等が思う

ようにはかどっていない現状でございます。こういった耕地をいち早く守るために、現状の補助制度の見直しが必要と思われまますので、質問いたします。

まず、補助の制度の中で、個人の補助率50%となっておりますが、これをもっと引き上げるべきではないかと思えます。

次に、地区団体、いわゆる行政区や生産者が窓口と言われている部分ですが、この補助の上限が現状で70%ですが、これを引き上げるべきではないのかと思えます。

それから、捕獲におきまして、イノシシのわなが必要になっております。これも貸与という形で捕獲隊の人たちには貸与されますが、そのほかそれでは絶対数が少ないということで町でも検討を図っているとお聞きしますが、こういった部分におきまして、くくりわな、箱わな等のわな購入への補助制度をしっかりとつくるべきではないでしょうか。現状ではないと聞いておりますので、つくるべきではないのかと思えます。

最後に、来年度この有害鳥獣対策につきましては、国庫補助制度を利用、活用したいというような話を聞きましたが、そうなった場合、現状の鳥獣被害対策に対する影響というか、変化はどのようになるのかをお尋ねいたします。

次に、倉檜堰についての質問でございます。毎年というか、折々に倉檜堰の部分は質問させていただいておりますが、この地区、基盤整備事業終了しましても、いまだに水不足の心配が絶えない地区でございます。そこで、現状倉檜堰改修における動きはどうなっているのか、質問いたします。

次に、今まで町や協議会を通しての県に要望活動等を行ったと聞いておりますが、この県の意向はどうかを改めてお尋ねいたします。

最後に、今後の活動において、この倉檜堰の頭首工を含む部分は南会津町になっております、住所が。ですので、どうしても河川改修等の要望をするには南会津町と長野地区との共調を図っての部分が必要になってくると思われまますので、この部分は町としてどのように考えているのか、今後どうしていくのか、お尋ねいたします。

3つ目、人口減少対策についてということでございますが、町の人口を現状維持するのは大変困難でございます。長期見通しでも、この間の、先日の第6次振興計画では5,000人としていたというような説明がありましたが、これはやはり出生などを含めた自然増ではなかなかこの数字を達成することは困難に思われます。そこで、町の活性化としてこの人口を維持するため、移住制度をもっと整えるべきではないのかと思ひ、質問いたします。

まず、現在の優遇制度はどうなっているのか、お尋ねいたします。

それから、空き家バンクでございますが、空き家の調査は既に終了していると聞いておりますが、空き家バンクがまだ立ち上がっていないようでございますので、この空き家バンクについてはいつ立ち上げるのか、お尋ねいたします。

それから、移住制度というのが、県によって優遇制度、県の制度がございます。下郷町でも下郷町移住支援金制度というものをつくっておりますが、この利用者は何人いるのか、お尋ねいたします。

それから、人が住むにはやはり住居が必要でございます。下郷町ではやはり公営住宅

中心でやっています、1度弥五島駅前で宅地分譲ということをやったことがございますが、やはりこの住むところをどういうふうに町民に提供するのか、それから町外から来た人に定住してもらうかというのが重要な部分だと思います。こういった意味で公営住宅建設と宅地分譲でやはり居住可能な物件を増やすべきと思いますが、この件に関しての町のお考えをお尋ねいたします。

それから、宅地分譲で民間、どうしても自主財源というか、町の財源は大変使う部分が限られております。そこで、やはり民間からの投資をしてもらうというような部分も、どうしてもこれが必要になってくるのではないかなということで、民間が参入しやすいような工夫があればお尋ねいたします。

4番目、児童生徒への注意喚起ということで、スマートフォン、携帯に関する質問でございます。このスマートフォン、携帯電話の利用において、児童生徒への注意喚起はどのように行われているのか、お尋ねいたします。

以前教育長が大竹康隆教育長の際に、講演会か何かで1度この携帯電話、スマートフォンの取り扱いについての部分を教育委員会のほうで企画してやったことがございます。それ以降、あまり近年、特にSNSという相互で通信し合う部分において、家出等から監禁事件まで発展するようなケースが目立っております。それを踏まえ、やはり新しくスマートフォン、携帯電話を持つ子供たちが必ず出てくるわけですから、そういった児童生徒への注意喚起をどのように行われているのか、お尋ねいたします。

最後に、大内宿を走る聖火リレーについての件でございますが、報道によりますと3月28日に大内宿を走るのだよと、スタートはJヴィレッジですよというような報道がございましたが、この大内宿を走る聖火ランナーで町の対応はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

1点目のイノシシ対策でございますが、まず1つ目と2つ目の補助制度の補助率に対する質問でございますが、町では有害鳥獣被害対策防止対策事業として、個人、団体に電気柵や防護柵等の補助を行っているところです。内容としましては、ご質問にもありますとおり、電気柵、防護柵については、個人は設置材料購入費の上限額が30万円に対して2分の1の15万円までの補助、団体につきましては設置材料購入費の上限額が70万円に対して10割の70万円の補助という補助制度の内容となっております。今後補助制度の見直しについては、現在の被害状況、町財政状況や国庫補助制度の活用等を勘案しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

3つ目のわなの購入に対しての補助制度でございますが、現在次年度に向けて県を通してわなの備品購入等、鳥獣被害防止総合対策交付金など国庫補助事業について要望しているところであります。本事業によりわなの数量を確保し、わな隊及び捕獲隊へ貸し出す計画をしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

4つ目の国庫補助制度である総合対策交付金の内容でございますが、1番として、団体における電気柵、防護柵の設置材料購入費、鳥獣対策協議会においてわな備品の購入費、3つ目として、捕獲報奨金の3つの柱となっております。本交付金制度の活用により、鳥獣被害対策の充実、拡充が図られるものと考えております。

次に、大きな2点目の倉櫓堰についてでございますが、倉櫓堰改修における今後の動きにつきましては、昨年度現地検討会に招きました日大工学部土木工学名誉教授、長林久夫氏によりアドバイスをいただきながら、現在の河川上流側に延ばしてあります河川土砂を盛った水路を維持しつつ、河川河床の低下を防止し、さらには河床の上昇に向けた方法を検討していくとしております。

次の県の意向につきましては、堰は県管理のものではなく、受益者管理のものであることから、県が堰を改修することは考えておらず、倉櫓堰付近における河川改修計画もないとの見解を示しているところでありますが、町や受益者等が行う河川内における復旧作業等においては理解と協力をいただいているところであります。

そして、今後活動についての南会津町と長野地区との協議については、議員が懸念されるとおり、不可欠なものと考えております。今後新たな対応を行うに当たっては、協議を密に行い、理解を得ながら推進していく必要があるものと考えております。

次に、大きな3点目の人口減少対策でございますが、少子高齢化により人口減少が進む当町において、人口減少対策は大きな課題であり、解決のためには移住、定住の対策が重要であると考えております。

まず、1点目の移住制度の現在の優遇制度でございますが、移住に特化した制度といたしましては、県と共同で実施している下郷町移住支援金制度がございます。そのほか、町ではこれまでも保育料の負担軽減、通園助成、学校給食費の助成など、子育て環境や教育環境の整備、そのほかに高齢者タクシーの助成、除雪支援事業、商工会のポイントカードの事業、起業支援事業、夢ある農業担い手支援事業、そして道路網の整備促進などを実施しております。町の主要な事業におきましては、いずれも町内の移住、定住促進につながる事業であると考えております。

次に、2つ目の空き家バンクについてでございますが、平成30年3月に策定しました下郷町空家等対策計画に基づき、全国版空き家・空き地バンクに町として登録をしているところはございますが、現在のところ所有者の意向確認調査が進んでおりませんので、掲載される物件はございません。近日中に開催を予定しております下郷町空家等対策協議会において、空き家バンク掲載に向けての意向調査方法や新たな空き家利活用の助成制度を協議し、その取り組みを展開してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の下郷町移住支援金制度でございますが、現在までに利用者はございませんが、今後も制度の周知に力を入れ、利用者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、4つ目と5つ目の公営住宅建設と宅地分譲の件でございますが、議員がご指摘のとおり、移住や定住を促進するためには、土地や建物の確保、民間の参入は非常に重要であると考えておりますので、住環境の整備を初め、子育てや教育環境の充実、農林

業、商工業の振興と活性化、福祉の充実など、さまざまな方法と手段について、第6次振興計画や地方創生総合戦略に盛り込み、事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、児童生徒への注意喚起は、教育長より答弁させます。

次に、大きな5点目の大内宿を走る聖火リレーについてでございますが、本年6月1日に福島県内の聖火リレー通過市町村が公表されました。3月26日にJビレッジを全国の出発点とする県内25市町村を通過するルート概要が発表され、下郷町は3日目の3月28日に聖火リレーが大内宿を通過する予定となっております。6月12日には、聖火リレーに係る会議が福島市で開催されました。その席上、聖火リレールートの正式決定については12月末という回答をいただいております。したがって、現時点ではリレールートや開催時間などの未確定な部分もございますが、町といたしましては先月29日に議長さん、副議長さん、各常任委員長さんなどに参加していただき、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー事業下郷町実行委員会を設立し、その第一歩を踏み出したところでございます。実行委員会の内容につきましては、聖火リレーが本町を通過する際、オリンピック競技大会の開催に向けての機運の醸成を図り、下郷町や大内宿の魅力を国内外に発信するための取り組みや聖火リレーを盛り上げるための演出などを行うほか、多くの町民に国際的なスポーツイベントであるオリンピックにかかわっていただけるような取り組みを検討しているところでございます。

なお、事業に必要な経費につきましては、県の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業補助金制度を活用いたしたく、事業に必要な予算を今回の定例会において計上させていただいております。今後組織委員会や県実行委員会からの情報が確定次第、本格的に事業を展開していく予定であります。事業の展開につきましては、町議会議員の皆様を初め、多くの方々に協力していただきながら事業を進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほどをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 私から、8番、猪股謙喜議員のスマートフォン、携帯電話利用での児童生徒への注意喚起はどのように行われているのかについてのご質問にお答えさせていただきます。

スマートフォン、携帯電話利用は非常に便利である一方、SNSなどを通し、児童生徒が犯罪に巻き込まれるという事件が全国的な問題となっております。一度も顔を合わせる事のない人物と手軽に文章や画像をやりとりし、無意識のうちに個人情報特定されてしまうという事件が共通した流れのように思われます。

当町においても、小中学校の教職員で構成しております下郷町四つ葉のクローバープラン推進会議において、たびたびこの問題が出され、誤った使用方法による危険性が話題となっております。これを受けまして、町教育委員会では去る2月に小中学校を対象にしたメディア通信機器に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果を広報しもう3月号に特集記事でお伝えしたところでございます。進級祝いとして子供たち

にスマートフォンを買い与えるケースが多いという学校側の意見を取り入れ、3月号のタイミングで掲載させていただきました。この記事につきましては、教職員や保護者からも一定の評価をいただいているところでございます。

また、各学校においての取り組みといたしましては、授業参観の保護者会などの折に南会津警察署や南会津教育事務所指導主事らをお招きしまして、保護者及び児童生徒向けに各種通信機器の使用方法について注意喚起を行っているところでございます。そのほか、取り組みといたしましては、福島県警からの学校・警察児童生徒安全だよりを全家庭に配布し、随時情報提供に努めているところでございます。

なお、先般、町PTA連絡協議会からの要望事項といたしまして、有害サイトのブロックの方法や使用時間の制限方法など、より具体的な内容について町広報誌等に掲載してほしいという要望がございました。今後も継続して注意喚起を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしまして私からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、再質問いたします。

まず、イノシシ対策でございますが、検討をいろいろしますということのご返答でございましたが、これやはり集落によっては耕作面積がちょっと広いところと狭いところと大分開きがございます。補助制度は一本でございます。ですから、ここら辺耕作面積の多いところに対してはやはり不利な補助金制度ではないのかなと思われます。

それから、そこいら辺やはり、例えばこの申請の規定では行政区とか生産者団体とかというふうになってはいますが、実質行政区が団体の申請者としてなっております。生産組合が複数ある行政区がほとんどでございます。そうなりますと、やはり生産者の生産組合等で70万円をでは2つに割れば35万円かとか、4つに割ればと、そういう使い方をすれば大した面積を囲うことはできなくなってしまうわけです。そして、行政区の中では、やはり農業活動生産活動、家庭菜園も含めて関係ない人もいます。行政区単位ではどうこうするといった場合に、こういった農業者ではない人たちも含まれてしまうということがございまして、初めてその行政区で申請するといった相談の中で、全住民が入りますとやはりまとまらないのが現状でした。ここら辺はやはり生産者団体を中心に、この規定の見直しではなく、その読み方、規定はそのままではぼいと思いが、解釈の仕方やはり、見直しという中では解釈の仕方を見直して、生産者団体を中心としてそれぞれに70万円とか、そういった形の見直しがいいのではないかなと私は思っております。いろいろ検討するというだけの答弁でしたので、深くは町長のほうから返答はいただけませんでしたので、私の解釈、私がこうであればいいなというようなことを今述べましたが、そういった解釈もできるのではないかなと思っておりますので、いかがでしょうか。

それから、国庫からの補助ですが、現状自主財源で賄っている部分を国庫補助にしますと自主財源が浮きます。浮いた部分をほかに使うというようなことではなかなかこの

鳥獣被害対策というのは進んでいかないような気がします。補助制度ですから、町の中で次年度これだけ予算が必要だよ、ですから国庫補助をくださいというようなことで、多分11月ですか、各行政区から来年度に向けての補助制度の申請見込みをしてくださというようにあったと思いますが、それをもとに多分次年度の予算、それから国庫補助への対応等をするのでしようが、やはりこの70万円、それから30万円の中の50%、上限15万円と、ここいら辺をやはり根本的に見直さないと、なかなか作物をイノシシから守る、猿から守るといふ部分は難しいのではないかなと。今のところ耕作地での被害が目立っておりますが、民家の敷地内の部分までイノシシが入ってきている事例もございます。山からやはり隔離しないと今度人的な被害もそろそろ出てくる可能性もございます。ですので、やはりこの浮いたお金という言い方は変ですが、国庫補助でいただいた部分はそういった集落の安全の部分もやはり考えていかなければならないのではないかなと。私、倉谷というところに住んでおりますが、やはり庭先でイノシシが入って土をほじくり返した跡があります。日中ではない、多分人気のない夜に入ってくるのだと思いますが、そこまでやはり現状入っております。昔ですとツキノワグマが庭の畑に入ってきたとか、隣接したリンゴ畑に入ってきたとかというのがありますが、今はイノシシが入ってきているような現状でございますので、やはりそういった人的被害が起これないうちに早目の対策が必要と思っておりますので、国庫補助は国庫補助、浮いたという言い方おかしいですが、その分もやはりそういうイノシシ対策に回していただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

次に、倉楯堰の件でございますが、当該地域の河川は福島県が管理者でございます。頭首工から上を延ばすのは県の仕事ではないということではございますが、頭首工を延ばしても河川の川床が長野寄りに来られている現状では、やはりどうしても倉楯堰に水は入ってこないわけです。そういった現状を見ますと、管理者である県に対してはやはりちょっと違うのではないのかと。頭首工を延ばすとか水を導入する部分の堤を延長するという話ではないのです。今ある頭首工にお金をかけないでどうやって水を導入するかと。今はほとんど不可能な状態ですよ。ブロック積んでいないところは深くえぐれているわけですから。そういった現状を県でわかっていて、県の河川のほうで関係ないというような、まあ県の河川が言ったわけではないのでしようけれども、建設事務所が関係ないような言い方はちょっとおかしいと思っておりますので、そこら辺はやはり河川をちゃんと改修してくださいと、改修の計画に早く載せてくださいというような運動をこれからやっぱり積極的にやっていかなければならないのかなと。県がそういう考えであれば、下郷町、それから倉楯の地区の耕作者、それと南会津町、長野地区の耕作者、地権者、そういった人たちが声を大にして県に対して要望活動をし、いち早く河川改修の地区として指定してもらい運動がやはり場合大事なのかなと思っておりますので、そこら辺町長、先頭を切って頑張ってもらいたいと思っております。

なぜ県の河川のほうでやれということかという、これ頭首工を延ばすとどうしても農業関係の部分で受益者負担という部分が発生します。この部分、農業者、耕作者にとっては大変負担が大きいものですから、自主的にできなかったというのはその受益者の負担

も考えるとなかなか自主的にできなかったという部分もありますので、やはりそこいら辺はできるだけ県の河川改修に含めた形での受益者負担の少ない、できればなしでの水の導入の方法ということを考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、人口減少の件でございますが、確かに町長さんがそのほかの優遇制度として、子育てとかソフト面も含めて、いろいろ下郷町はよそに比べて、住みやすいですよ、子供を育てやすいですよと宣伝しても、住む場所がないと育てられないわけです。ああ、下郷に住んでそういった優遇制度使いたいなといっても、住む場所がないわけですね、現状は。現状の土地取引ですと、土地の所有者と土地を欲しい人が1対1のような形で農転を図ったりして購入すると、譲渡してもらおうというようなことが主でございますが、ここら辺町が公営住宅、それから公営住宅と宅地分譲の2本立てでやはり定住、移住を図り、それを呼び水として民間投資というような形で土地の造成等民間がやりたくなるような施策が必要だと思います。公営住宅でも、塩生地区用地は取得していますが、一向に建設の動きがございません。ああいったものも、もう五、六年遊んでいる状況でございます。議会でも承認して、住宅建設、公営住宅建設していいよと承認しているわけですが、全然現状進んでいないわけですから、投資したお金が5年も6年も寝ているような状況なのです。民間では考えられないです。やはりそういった住宅として適地であるといって議会が認めた部分の住宅地があるわけですから、やはりいち早く、建設に向けていただきたいと思いますが、町長はどういったお考えでしょうか。

宅地分譲で民間が参入しやすい工夫ということでもう一つですが、北海道の事例ですか、やはり行政が宅地分譲して、これは大都市の隣接地ですから、住宅地を求めやすいような隣接の町村だからというのがありますが、やはり町が用意して、それが呼び水になってその後民間が宅地造成して家を建てるというような流れになった町村、町もございます。全てを町が用意するというのは、下郷町の財政から考えても無理でございます。ですから、やはり町がここいら辺一帯を分譲地として戸建住宅適地だなどというようなところがありましたら、やはり町が先に町道で住宅にふさわしいところをもう道をつくってしまうというようなところまでできるかどうかというのがありますが、そこいら辺まで考えて、町が先行して、その後残った土地は民間で開発してもらおうというようなやり方も一つであろうかと思っておりますので、そこいら辺研究していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、スマートフォンの注意喚起の件でございますが、さまざまな講演や指導をしているということで安心しておりますが、子供というのは毎年入れかわりというとおかしいですが、新しくスマートフォンを持つ子供がいるわけですので、そういったものを切れ目なく、人数は少なくなるかとは思いますが、やはり切れ目なく、それから1度注意喚起しても、何度注意喚起をしてもいいわけですから、新しい事件等も参考にしまして、今後も引き続き正しいスマートフォン、SNSの利用を図るような指導をお願いいたします。

大内宿の下郷町の聖火ランナーの件でございますが、まだ未確定の部分が多いという

話でございますので、質問してみようがないのですが、町でも実行委員会を立ち上げたということで、3月28日に向けていろいろ準備されるとは思いますが、ぜひとも成功させて、下郷町大内宿という部分を全世界に発信していただけるような体制と当日のイベントの企画をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、イノシシ対策の必要性でございますが、当然猪股議員には案を提案していただいて、誠にありがとうございます。行政区の申請だけではなかなか、場合によっては行政区ではまともにならない場合もあると、生産活動もしていない人もいるというようなご意見もいただきました。そのとおりでと思っています。解釈の再検討が必要だと思っています。補助制度は尊重しながらも、これから非常に被害が多くなっていく可能性が大でございますので、その対策を十分とっていきたく。また、人的災害の起きないように対応していかなければならないと、早目の対策必要であると、こう考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、倉楡堰の関係でございますが、取水口、取り入れ口の関係は、農業生産者にとっては大切な、大切な水の入り口でございます。これをなくすわけにいかない。ですから、建設事務所さんに河川改修を要望しているところでございますが、なかなかその要望にお応えされていないというのが現実でございます。これは理解していただきたいと思いますが、引き続きその要望はしていくという考えでございます。

また、この堰が改修された場合、要するに河川改修と同時にその取り入れ口の改修も当然していかなければならないと考えていますが、受益者負担については制度上今の段階では出てくるのかなと、こう私は考えておりますので、そのときに必ず負担のない方法をとっていくことをこれから協議していかなければならない。そのためには災害事業として取り扱っていただけたらとか、要するに取水口の取り入れ口を災害というようなことで入れていただくような方法もあるのではないかと。そういうことを含めましてこれからも事業の展開を要望していきたいと、こう思います。

それから、人口減少の関係でございますが、人口減少対策でございますが、町の優遇措置によって公営住宅だとか分譲対策だとかというものは当然考えるべき対策の事業がありますが、なかなか財政上、ようやく姫川団地が今年度で完成して、これからまたそれではどこの団地を改修するのかというのが出てきます。しかし、下郷町の現状を見ますと、農振地域になっていて、その住宅地の用地になるところが指定されておりませんので、農振の区域です。ですから、町でその分譲対策して対応しなければならぬと思います。過去には弥五島の団地がそうでした。また、塩生の土地購入については議会での承認をいただいておりますが、私のなったときに契約をしている土地でございます。非常に気にしている土地ではございますけれども、あの遠表の土地はなかなか、地質についての調査もして、結局もう一度やはり地質の入れかえもしなくてはなら

ないだろうと。しかし、そうも言っていられないので、南倉沢工区の土砂をひとつ入れて、1年後暗渠排水もやって、そのような事業を取り組んでいきたいと、そういうことでその土地が利用されるのではないかとこの考えを持っていますので、ひとつそのときにはご協力願いたいと。また、町が準備して民間活用をしていただくということも必要ではないかと、こう思います。適地があれば町が道路を新設して、そして民間導入のために宅地造成をしていただくということも研究の材料あるいは実行していく材料としての考え方はやっぱり第6次振興計画でも計画していかなければならない一つではないかと思っております。

次に、聖火リレーについては、議員もおっしゃったとおり、まだまだはっきりしたところが県のほうから示されておりませんので、随時情報は伝えたいと、こう思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、再々質問ということで、イノシシを含んだ鳥獣被害というのはやはり耕作意欲というものが大変大きくそがれるわけです。それによって、やはり畑や田んぼを元に戻すという労力をかけるのであればそこは耕作をやめてしまおうかと考える人も増えております。ですので、いち早く資金を投入して、まだ耕作欲のある人たちが頑張れるような体制というのをやはり早く築く必要があると思います。ぜひとも予算の増額、それから補助率のアップというものを耕作者は求めておりますので、最優先で対応していただきたいと思いますが、予算編成これから、大枠は決まっていますので、まだまだ町長の裁量でできる分はあるのかなと思いますので、そこいら辺町長の裁量で増額を図っていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、倉楡堰、今までも災害復旧という形でブロック積んだりして堤をつくって何とか水を確保したりしてきましたが、現状を見るとよほどもう上流までその堤を構築していかないと、現状では長野側があれだけ掘れて、水が長野地区側のほうに寄ってしまっただけでは、なかなか災害の復旧だけでは難しいのかなと思っております。現状で県が河川改修の地域にしないのであればそれでやっていくしかないのですが、当然。でも、だんだん難しくなっております。ぜひとも下郷町の力では難しいと、県を動かさないということがもうわかっておりますので、これはやはり南会津町、それから南会津長野地区地権者を巻き込んで、やはりより声を大きくして改修の地区としていただけるような運動をしていただきたいなと思いますので、そこいら辺今後の、この協議会も名称が変わってしまうでしょう。当然名称も変えるくらいの気持ちで、南会津町、長野地区というのを巻き込むという変な言い方ですが、隣接した地区と協調してやはり新たな団体をつくらせて運動する時期となったのかなというように思いますので、そちらの新たな協議会発足、拡大した大きな協議会の発足を希望いたします。よろしくお願ひいたします。

人口減少で、現状の塩生地区の住宅という部分は、南倉沢地区の土砂の利用ということなのですが、これは利用できそうなのかどうか、できるのであればいつごろ土地に搬

入できるのかまで大体決まっていればよろしくお願いたします。

定住、今回移住ということで、県の制度だと100万円が、2人で1世帯で100万円というような移住制度を下郷町も利用しているわけで、制度上、条例ですか、つくったわけですが、利用者がいないということで、やはり基本となる住む場所がないので、制度を利用できない。幾ら教育環境が、福祉環境が整っても、住む場所がなければ住めないと。制度を利用できない。各種支援事業を利用できない。基本は、やはり鶏が先か卵が先かではなくて、やっぱり土地、建物が先なのですよね、定住、移住に関しては。個別で下郷町に移住したいからどっか土地ないですかと個別に探す人なんていうのはほとんどいないと思います。やはりこちらから、空き家バンクも考えているということですので、やはりいち早く移住できる物件、まずは空き家バンクから始まって、公営住宅のあきぐあい、それから新しい公営住宅をつくると、宅地造成と、その住む部分をまず先に考えていくべきだと思いますので、今後移住、定住に関しましてはそちらのほうでやるべきかと思います。料金が低料金で、低所得者対応の住宅というのは完備しましたが、やはり購買力のある層、ばりばり働いている人たちが下郷町に住めないというのが一番、人口の減少、町税も含めてよその町に行ってしまうというのが一番残念な部分でございますので、そういった所得の中間層、中間層から上の人間をどうやって住んでもらうかという部分をやはり考えていかなければならない時期に来たのかなと。誰でも住めるのではなくて、やはり年金生活者が新たに住むのではなくて、今働く人、今子育てをしている、これから子供をつくるのだという人たちが求める物件、欲しい物件、そういったものをどれだけ用意できるかということが重要になってきますので、空き家バンクもいいでしょう。新築欲しい人もいます。そういった空き家バンクの場合はよそから農家で田舎暮らしがしたいというような人が多分中心になるでしょう。今下郷町に住んでも、やはり住むところがないからよそで住宅を借りる、買うというようなことがございます。昔からございました。やはりそこら辺、中間層という変な言い方ですが、今働き盛りの人たちが買えるような部分の土地、建物をどうやって用意するかということが急務かと思っておりますので、そこら辺よく考えていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番、猪股議員の再々質問にお答えしたいと思います。

イノシシ対策でございますが、生産者の意欲、それから頑張る農業を低下しないように考えて検討していきたいと。補助率の内容については、十分に検討していきたいと、こう考えております。

それから、倉檜堰の関係でございますが、第1回目でも説明、答弁したとおり、日大工学部の先生は当面は今まで頭首工あったものの延長が一番経費もかからなくていいのではないかという判断をしていただきました。それに基づいて災害復旧というような形を答弁させていただきましたけれども、以前も災害復旧で対応した箇所がございます。ただ、対岸まで行かなかった理由は、長野地区の人たちの意見が調整できなかったとい

うことであのようになっていきますけれども、あれから20年ぐらいたちましたか。そんなことで、長野の人たちの考え方も変わってきています。ますます長野地区のほうに河床が下がっています。そうしたことを考えれば、やはり今協議の時期に来たのではないかと、こう思っておりますので、ぜひ実現に向けて、改修に向けて取り組んでいきたいと、こう思っております。

それから、人口減少対策についてでございますが、再々質問の中で南倉沢工区の土砂の利用、南倉沢工区の土砂を今町として利用していただくためにストックしていただいております。その土砂を利用した形で、まずは1年目、半分土砂をためる。排水溝を設置するというようなことを今考えてございまして、その指示は職員のほうに指示しておりますので、どのような金額になるかは計算をしてみないとわかりません。運搬賃、それから重機、そういうものが出てきます。そんなところで、令和2年の当初予算に織り込む考えを、今の段階ではまだ査定もしておりませんし、要求もされていないので、私の考えとしてはそのように考えております。

それから、人口減少対策の一つでやはり宅地造成は必要だと思っております。これをやらない限りは、若い人がうちを建てて住みたいと思ってもすぐに建てられないのが現状なのです、今は。農振区域に入っていると、農地転用もしなくてはならないということになると、やっぱり3カ月、4カ月かかってしまうということになる。そうすると、若い人が、そんな面倒くさいところ行くのなら、では違う町行ってしまうというような考えも持ち合わせないかと思っておりますので、これは大切なことですから、ひとつ皆さんとともにやっぱりやっていくという考えをぜひ理解していただきたい、こう思います。これが一番人口減少対策の一つになるかと思っております。当然新設道路も必要です。ただし、新設道路はなかなかお金の問題がございますので、交付金事業でやりますといのですが、町単ではなかなかできないが今の現状でございます。それをご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○8番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで8番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午後 2時01分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 2時10分）

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 議席番号10番、山名田久美子、一般質問通告書に基づき質問いたします。今回1点だけ、災害に関しての対応についてお伺いいたします。

台風19号は、10月12日土曜日、東日本や福島県に甚大な被害をもたらしました。下郷町においても、幸い人的被害はなかったものの、田畑や林道など大きな被害を受けております。

1つ目は、下郷町では災害対策本部の立ち上げはいつだったのでしょうか。

このような災害時において、近隣市町村との連絡網はあるのでしょうか。

次に、防災協定を結んでいる市町村はあるのでしょうか。こういった連絡網のことにつきましては、やはり情報が入らない中、翌日13日には大雨のため道路網が寸断されたというのが現状でありました。そのため、大内に行くこともできず、会津若松へ抜ける道も滞っておりました。そんな中で渋滞も起きたというのが現状です。

また、避難場所として今回はふれあいセンターに設置され、収容し切れずコミュニティーセンターを利用したと聞きます。なぜ江川地区の田代体育館の利用を見送ったのでしょうか、お伺いいたします。

また、ホームページに平成27年に出されたハザードマップの掲載がされております。今の若い人たちというのは、紙ベースで見るよりホームページを見る方が多いのです。そういった中で、自分のところを見ようとしたときに、あまりにも最初から最後まで見ないと自分の見たいところが出てこないというような苦情がありました。ページごとに閲覧できるような必要があるのではないかと思います、どのようにお考えになりますでしょうか。

また、先日11月27日、会津鉄道の脱線事故の際、町の防災無線で知らされたのが午前8時30分過ぎと記憶しております。町に第一報が入ったのは何時ごろになったのでしょうか、お伺いいたします。

以上、6点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目の災害に関しての対応についてでございますが、災害対策本部の立ち上げについては、午後2時9分に大雨、暴風警報が、午後3時16分には洪水警報が発表されたことを踏まえ、午後4時に管理職を招集、検討の結果、関係機関へ連絡し、今後4時52分に災害対策本部を設置いたしました。

2点目の近隣市町村との連絡網でございますが、県の総合情報通信ネットワークにて各市町村間で連絡がとれる専用電話が設置されているとともに、県へ被害状況の報告やテレビ会議などを行うことができる設置もございます。

3点目の防災協定の締結先でございますが、現在災害時における応援協定先は9つございます。1つは、会津若松市との相互応援協定、これは40年です。郡内の4町村、締結時は旧7町村での相互応援協定が、これも40年です。3つ目は、天栄村と相互応援協定、これも40年です。それから、4つ目は、姉妹都市であります西東京市との相互応援に関する協定、これは平成17年。5つ目は、NPO法人コメリ災害対策センターとの物資供給に関する協定、これは平成18年。6つ目は、町建設業組合及び町消防団との応急活動の協力に関する協定、これは平成20年。7つ目が国土交通省東北地方整備局との情報交換に関する協定、これが平成25年。8つ目が西白河郡4町村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町と郡内4町村との相互応援に関する協定が平成26年。9つ目は、新潟県三条市と郡内4町村との相互応援協定が平成26年でございます。

4点目の避難場所についての江川地区の町民体育館の利用を見送った理由でございますが、災害対策本部の中で、耐震診断の結果を踏まえ、今回はふれあいセンター、コミュニティセンターに避難していただき、順次中学校、小学校を避難場所として開放することにいたしました。

5点目のハザードマップにつきましては、平成27年3月に作成し、各世帯へ配布してございます。また、町のホームページに掲載しておりますが、今後ハザードマップの検証、見直しを検討しておりますので、あわせて見やすく、閲覧しやすい掲載の方法を検討させていただきます。

6点目、11月27日の会津鉄道の脱線事故であります。実際のところ会津鉄道関係機関からの連絡はなく、周辺地区の方より電話を受け、役場から会津鉄道へ連絡し、脱線の事実を確認いたしました。地区住民より電話を受けたのが午前7時55分、会津鉄道本社へ電話にて確認いたしましたのが8時ちょうどでございました。防災無線により運休を周知したのが8時40分でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。1点まずお聞きします。

例えば通行止めになる条件というのがいろいろあるかと思うのですね、雨の量とか。実際13日に会津若松方面が何で通行止めになったのか、土砂崩れがあったのかないのか、その辺もわからず、あそこに業者の方だと思うのですが、田代から渡ってくる橋のたもとでいらっしゃるのですけれども、何っても事情が全然わからないのですね、何で通れないのか。若松方面から車来るのです。なのだけれども、会津若松方面に行ける車がそこでストップしてしまっているのです。ましてや迂回するにも、大内宿、氷玉峠に抜ける道もだめと言われて、まず若松方面に行けない状況がありました。そういった状況がやはり何の情報もないという不安と、我々地元の間人だけではなく、日曜日でもあつてか、観光客の方も結構いらしたのです。大内へ行きたかったのに何で行けないのだというような苦情も結構ありました。また、電話が通じないというのもありまして、営業しているの、それとも行けるの、行けないの、そういった電話が結構湯野上にも入ってきたのですね、大内と連絡がとれないとか。だから、その辺も我々情報がない中でやっぱり右往左往するしかないというのがありまして、今後そういったことがないような何か連絡網というのはつくれないものかというふうには考えております。その点、町としてどういうふうにお考えになるのか、1点お聞かせ願います。

それと、いわゆる江川地区の田代体育館の利用、先ほど1番議員の輝夫議員もおっしゃいましたけれども、耐震性ということであれば、今回雨であれば使えなかったのかどうか。やはりこれだけ大雨の中、湯野上から中山峠を超えて、役場のここまで来るといふのは、我々夜運転するのだんだん私も怖くなりまして、やはり何か運転するのもしどろののだろうかと思うような状況でもありました。本当に勧告というか、指示が出た後に、私も本当久々にリュックに全部荷物を積み込んで出ようかなと思うぐらい怖かった記憶

があります。そういう中で、やはりもっと近くで避難できる場所がないのか。小野地区、それから大島あるいは田代、芦ノ原、枝松含めて、あの沿線の方々やはり田代体育館前回使ったのにねという声がやっぱり一番大きかったです。ただ、耐震性とか何かを考えるのであれば、無理であれば、やはり何カ所か分散するような江川地区というのは必要なのではないかなというふうには考えておりますので、その点いかがでしょうか。

あと、ホームページに出されているハザードマップについても、やはり重たいという言葉方を若い人たちはするのですが、ハザードマップの中でも江川地区って後ろのほうに出ているのです。最初からホームページを見ていくと、江川地区にたどり着くのに相当時間かかるのです。ですから、やはりそれを地区ごとにぽん、ぽん、ぽんと思われるようなシステムをやっぱり考えていただければ、見たいところがすぐ見れるというのは出るのではないかと思いますので、今後変更していくに当たってはその辺も検討していただきたいと思います。

最後に、会津鉄道の脱線の際なのですけれども、これは会津鉄道がやはり早目に出すべき問題だとは思っています。町の責任というところではないとは思っていますけれども、やはりあの電車は会津若松行き1番列車でしたので、湯野上温泉駅が6時前なのですね、到着が。それが来ず、2番列車は湯野上温泉が7時前なのですけれども、その間何の情報もない生徒は駅でただ茫然待っていなければいけない。何の連絡もないわけです。そういった中で、1番列車に乗っていた生徒11名、それから運転士さんにけががなかったというのは本当に不幸中の幸いだったと思うのですが、やはりその後待っている生徒、それから通勤する方もいたと思います。だから、そういった方たちに早く連絡をするという義務というのは会津鉄道にあるのかもしれませんが、その辺は会津鉄道へきちんと、町も株主でもございますので、やはりきちんとした対応をとっていただきたいというふうを考えております。

あとは、その後代替バスもありましたので、湯野上温泉なんかでもキャンセルとかは出なかったのですけれども、そういった対応も早くしていただいたということは助かったことではありますが、やはりこういった事故の一報というのは早目に出していただくように促していただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田議員の再質問にお答えしたいと思います。

台風によっての国道118号の交通止めについては建設事務所が決定するものでありまして、私のほうで決定するわけではございません。しかし、あそこの道路につきましては、24時間雨量が100ミリ超えると交通止めになるというのが前からの建設事務所の説明でございました。ですから、常にそういうことがあるとすれば、事前に連絡をとっていただければ対応ができるのではないかと、こう私は考えておりますので、常々建設事務所さんには申し上げたいと思います。もちろん苦情、電話がかからないというような場合のこともございましたので、そういう対応についても今後考えていかなければならな

い箇所でもあります。

それから、体育館の利用については、大雨だったらいいのではないかということですが、あくまでも災害対策本部で決定し、協議していただいた決断ですので、そのようにさせていただきます。

また、江川地区の避難場所については分散する必要があると、これは当然でございますので、今後災害計画が今年度中に見直しが見直しが図られて作成されるわけですので、ぜひそういう江川地区の災害避難場所とか災害避難箇所とかというところについては十分に協議していただきながらつくっていただくということは必要だと思います。

また、ハザードマップにつきましては、折り込み式で一覧表にして、全地域が見れるという方法がとれるかもしれません。また、インターネット上の情報は、そのような催促というか、江川地区ということをチェックすれば出てくるような方法もとれるのではないかと思いますので、その辺は技術者さんのほうと町のほうで話し合い、協議をする必要があると思います。

それから、会津鉄道の事故の関係でございますが、当然会津鉄道は早目に周知するという疑問がございます。利用者にとっては全然情報が入ってこないということもございましたので、その辺はしっかりと会津鉄道に申し上げておきます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。

最後に1つ、避難所のことなのですけれども、例えば地区ごとに話し合っ、ここを避難所にしたいとかという要望というのは町のほうで受けてくれるのかどうか。例えば湯野上の場合ですが、湯の郷会館とかも第1次にはなっているのですけれども、やはり遠い。お年寄りには歩いていけない。車で行っても駐車場がない、そういう場所も結構ございますので、そういった地域の要望というのは、例えば避難所扱いにさせていただけるような場所というのは地区の意見を聞いて入れていただくということは可能なのでしょうか、最後にお伺いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 当然その関係については、協議会の人たちも江川地区の人もありますし、行政区長さんの代表者なんかも参加というか、メンバーになっておりますから、当然そのことは協議されると思います。そして、そのように対応していきたい、いかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（佐藤盛雄君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、3番、室井壘男君。

○3番（室井亜男君） 3番、一般質問を行います。

まず最初に、技術職員の採用について。今年の10月、台風19号が東日本を縦断し、各地で河川堤防の決壊などが相次ぎ、平成以降では最大級の被害をもたらしたと言われております。福島県では、10月12日から13日にかけて台風が通過し、特に中通りや浜通りでは甚大な被害となっております。当町においても多少の多くの被害があったようですが、町道や河川、林道、農地などにおける被害は、国に申請する災害、そして規模が小さいなどの理由から申請できずに町単独で復旧予定のもの、それぞれどの程度の災害規模であったのか、詳細な報告をお願いを申し上げます。

また、これらの災害調査を行い、そして復旧までの対応を行う職員も通常業務にはない業務を行うことから、かなりの苦労があると思われませんが、農林課では農地と林道の災害は土木技師1人で担当していたと聞いております。この職員は過去に例のない農地と林道を一手に担当させられ、しかも今回の台風被害がかなりの箇所数であったこともあり、過労により倒れ、入院し、現在今どうなっているのか。また、現在は自宅療養中とのことですが、農林課で唯一の土木技師という専門職がない中での農地や林道災害への対応はどのようにしているのかお伺いをいたします。

2つ目に、職員の処分について。今年8月23日に議会全員協議会が開会され、そこで町から町県民税等に誤りがあったことが報告され、先月の11月20日に臨時議会が開かれ、町長と副町長の給与を減額する条例が可決されました。その間、担当職員は3カ月の停職、現在の税務課長と課長補佐が口頭注意、前の課長補佐が文書訓告となったようですが、この職員の処分を決める際は、町長は懲戒審査委員会に諮り、そして処分の決定をされたものと思われませんが、この懲戒審査委員会のメンバーを教えてくださいようをお願いを申し上げます。

3つ目に、前質問をしたことがございますが、温水プールをぜひつくってほしい。温水プールは、高齢者の健康増進だけではなく、小さな子供を連れた親子などの触れ合いの場として活用するなど、幅広い年齢層で多くの利用が他市町村の施設では見られます。このような施設が我が町にあれば、暮らしやすい町、健康増進の町として活性化し、そして交流人口にもつながるものと思います。足が痛い、腰が痛い、そして医者に行く。医者になんを言われるか。運動をなささい、歩きなさい、一番よいのはプールに入って浮力を利用して歩くことが一番よいと言われます。また、小さな子供を連れた母親がどこかに遊びに行く。そのほとんどがほかの町村の施設に行き遊んでいます。下郷町には、大内宿や塔のへつり、観音沼など、他の市町村に誇れる観光資源はたくさんございます。でも、町民の暮らしのためのシンボルとなり、ほかの市町村で誇れる施設は何もありません。観光も大事な施策の一つではありますが、下郷町に暮らす町民を重視した施策として、私は温水プールを小さくてもいいからぜひとも設置すべきではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思い、3つほど質問をいたします。明快なる答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、室井亜男議員のご質問にお答えします。

1点目の技術職員の採用でございますが、1つ目の台風19号の被害状況についてでございますが、本町においても甚大な被害を受けております。農林課所管におきましては総被害数109件。内訳に関しましては、農地が26件、その内訳として国の災害査定分が4件、重機借上料が6件。農用地施設が48件で、その内容につきましては国の災害申請分が3件、重機借り上げが12件。林道につきましては19路線35件、その内訳としては国の災害申請分については4路線5件、町単独修繕1路線2件、重機借り上げについては9路線で11件となっています。建設課所管におきましては被害総数59件で、内訳に関しましては道路が43件、その内訳としては国の災害申請分が5件、町単独災害工事が11件、重機借り上げが28件。河川が16件、その内訳としては国の災害申請分が4件、町単独災害工事が6件、重機借り上げが3件でございます。なお、場所によって重複する箇所がありますので、ご了承ください。

2つ目の農林課技師がいない中での対応ですが、福島県南会津農林事務所から災害査定時の指導及び広報等の技術的支援をいただき、また町としましても現業部分の経験のある退職職員を1名臨時雇用し、建設課からも土木技師のアドバイス等を受けながら対応しているところでございます。

大きな2点目の職員の処分についてでございますが、令和元年8月27日付で下郷町職員の懲戒の取扱いに関する規程第6条及び第7条の規定に基づき懲戒審査委員会を設置し、委員会を組織いたしました。ご質問の懲戒審査委員会のメンバーでございますが、委員長に副町長、副委員長に教育長、委員として所属課長の税務課長ほか、委員として総務課長の計4名で委員会を組織いたしました。

3点目の温水プールをぜひつくってほしいについてでございますが、室井議員よりこれまで一般質問の中で何度かご提言いただいたところではありますが、第5次振興計画の基本目標の一つである健やかに暮らせるまちを達成するための施策の一つである高齢者の健康増進や高齢者に優しい環境づくりを推進する上で意義のある施策ではないかと思えます。町でも、夏季限定ではありますが、健康福祉課の事業として下郷中学校脇の町民プールを利用し、高齢者向けの水中サロンを実施しております。本年度で7年目となりますが、全5回、延べ参加者数は43人ございまして、参画者からも好評を得ております。このような施設として、近隣町村では西郷村村民室内プール、矢吹町温泉プール、ちゃぼランド西郷、郡内ではアルザ尾瀬の郷などがございます。以前の回答にも申しましたように、新築に関する建設費につきましては、規模によりますが、約5億円から10億円程度かかる建設費、また年間の維持管理についても、これも大小はあるかと思えますが、人件費、保守管理費、光熱水費など、最低年間5,000万円以上の維持管理経費が見込まれるなど、相当の費用が必要となっております。また、本町の施設状況に合わせて考えた場合、下郷中の町民プールや湯野上体育館の改築、改修等に関しては、それぞれ先に築四十数年を経過して老朽化している施設でありまして、現在は維持補修をしながら使用している状況であり、かつ耐震の問題など多くの課題がございます。

このような中で、温泉プールの設置に関する検討といたしましては幾つかございます

が、1つは本来のプール機能として設置する意味で、室井議員が以前に提案しており、例えば中学校のプールを学校施設として、また社会体育施設として新たに屋内プールとして改修または新設する考え方があるかと思います。また、一方では、保健福祉健康増進施設として活用、例えば老人福祉センターやデイサービスセンターなどに併設して、水着で入れるような総合保健福祉施設として機能を持たせた整備、活用も考えられると思います。さらには、これらをあわせ持つ複合施設として、設置することなども考えられるのではないかと考えております。いずれにしましても、私も高齢者はもちろんのこと、町民の皆様の健康維持、増進には大変重要なことと考えておりますので、ただいま策定しております第6次町振興計画に引き続き盛り込み、多方面からのご意見をいただきながら今後とも引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

3番、室井重男君。

○3番（室井重男君） 町長、土木技師、救急車で運ばれて、緊急手術をして、肺の穴を塞いだということで、12月いっぱい役場に來ないで自宅療養していると、こういうような話を聞くのですが、今現在この職員がどうなっているのか。救急車で運ばれるほど過労している前に、役場としてはあまり仕事やり過ぎて訴えられるぞと、こういうふうなこともあるわけですが、今現在この土木技師というのはどうなっているのか、これの答弁がなかったからまずこの答弁をお願いいたします。

それから、2つ目の懲戒審査委員会は、副町長、教育長、税務課長、総務課長、この4人のメンバーで開いたということですが、ちょっと私が腑に落ちないのは、これの4人のメンバーということになると、副町長、あなたはこの前の11月の20日の日に自分の給料を10%減額1カ月という条例を通して、自分でもって誤った訓告ということになるわけです。そうするともう一つは、税務課長には口頭訓告ですか、これ。そうすると、この4人のメンバーでそういうようなあれがならなかったのは、総務課長、教育長、あなた2人、4人のうちの2人だけが審査というか、懲戒にならなかった、こういうことの解釈でよろしいでしょう。ですから、私が言いたいことは、4人で開いた中でその職員に3カ月のあれを与えたのはいいのだけれども、4人の中で2人自分たちも口頭訓告だとか、そういうふうなことの注意を受けて、その受ける人たちが審査委員会に入っていること自体が私は間違っていると思うのですよ。私の言いたいことは、教育長、あなたと総務課長だけでしょう、これ何もならないのは。教育長、あなたは何と言ったのですか、これ。答弁は要らないですけれども、そういうふうなことでもう一回町長、懲戒審査を受ける人が懲戒審査委員会になったらおかしいでしょうというのが私の言いたいことです。

それから3つ目に、温水プールというようなことがございまして、私もお金のかかる問題にはなるわけですが、1つは今の社会福祉協議会のあそこによる温泉というものを少し改造をして、あの中をちっちゃな温水プールというものが併設をできないものだろ

うかと。今度の6次振興計画で、町長、あそこの中を今現在、先ほど別な人に答弁したけれども、1日利用者数が10人。そうすると、あまりにも少ないということですので、これをやっぱり少し金をかけてお風呂と甲子温泉のちゃぼランドというのは、女の風呂があり、男の風呂があり、真ん中に20メートルぐらいのプールがあるのです。こういうようなものを職員というか、そういうふうなものに見させながら、一応併設をするような検討というものは必要なのかなと思いますので、もう一度町長前向きな姿勢でひとつ検討を願いたいと思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、3番、室井議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、農林課に勤務の一般職の職員は、現在自宅で療養中でございます。退院して12月いっぱいのお休み届を出していただいて、休んでおられます。なお、経過については良好と聞いていますけれども、手術をしたこともありますので、ぜひ大事をとっていただきたいなと思っております。答弁漏れがございましたので、現在の段階ではそのようななっております。

それと、やっぱり技術職員が足りないことは事実なのです。今後ともやっぱり町として考えていかなければ、公募をしても応募をする人がいない、こういう状況なのです。ぜひとも皆さん方が知っている方がいらっしゃいましたら、議会、議場の席ですけれども、ぜひお願いしたいなと、こう思っております。つけ加えてお話しさせていただきます。

それから、懲戒処分関係でございますが、これはあくまでも私が懲戒審査委員会を設置をお願いした経過でございます。ですから、その懲戒審査委員会の判定については何ら私の言うことはなく、それに従ってきました。中身問題については、担当課であるある課長は当然その審査委員会に入って、内容を教えていただくというのは当然でございます。それから、やはり順序としては、副町長、教育長、総務課長になります。この3名プラス担当課の課長が入っているということですので、その処分内容につきまして私がその内容を云々かんぬんということではできませんが、特別職である副町長は当然そのようなことになってもおかしくはないと私は思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、温泉プールの関係の、ぜひつくってほしいという再質問でございますが、当然老人福祉センターについても検討が必要だと私は常々思っていますし、幼児が遊べる簡単な噴水付きの小さな施設も、やはり温泉プールでなくても夏場の利用できるようなことも考えるべきかなと。例えば大川ふるさと公園などにそういうものがあれば遊具とともに遊べる、幼児が遊べる、子供が楽しんでいただけるような、そういうイメージが今湧いておりますので、ぜひともそういう事業を展開する上でどのような補助事業があるのか、どのような支援事業あるのか、これは当然考えてやっていかなければならないし、やっぱり高齢者の生きがい、それから健康づくりはやっていかなければならないので、6次振興計画の中には当然そういう具体的な内容というか、そういうところも踏

まえながら振興計画をつくっていただくようお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問ありませんか。

○3番（室井亜男君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで3番、室井亜男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、明日12月12日を議案思考のため休会にしたいと思います。この件につきましては、去る12月4日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 休会の件

○議長（佐藤盛雄君） これから、追加日程第1、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12月12日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12月12日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は、12月13日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。（午後 2時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和元年第4回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和元年12月6日			
本会議の会期	令和元年12月6日から12月13日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和元年12月13日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	閉会	令和元年12月13日	午後1時55分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	5番 湯田純朗	8番 猪股謙喜		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 弓田昌彦	参事兼健康福祉課長 星 修二	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏恵	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 渡部浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部清一	書記 室井徳人	書記 芳賀沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第4回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和元年12月13日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 議案第73号 専決処分につき承認を求めることについて
（専決第8号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 2 議案第74号 下郷町森林環境譲与税基金条例の設定について
- 日程第 3 議案第75号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 5 議案第77号 下郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 6 議案第78号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の設定について
- 日程第 7 議案第79号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 8 議案第80号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第81号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第82号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第83号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第84号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議員提出議案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長(佐藤盛雄君) おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長(渡部清一君) おはようございます。日程第13にかかわる議員提出議案第5号を配付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤盛雄君) ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第73号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第8号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第3号))

○議長(佐藤盛雄君) 日程第1、議案第73号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第8号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第3号))の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) おはようございます。ご説明を申し上げます。

1ページでございますが、議案第73号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第8号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第3号))でございますが、2ページをお開きいただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ8,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,034万9,000円とするものであります。本案につきましては、台風19号による被害への対応に関し、災害復旧に要する経費を確保するため、専決処分により予算の補正を行ったものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。10ページ、11ページとなりますので、お開きいただきたいと思っております。初めに、農業施設現年災害復旧費であります。職員手当等につきましては災害対応に係る職員の超過勤務手当でございます。賃金につきましては、11月から3月までの5カ月間災害対応のため臨時事務補助員の雇用を見込み、臨時雇用賃金を94万8,000円、また災害復旧作業人夫賃金を88万7,000円それぞれ補正計上したもので、その上の共済費につきましては臨時事務補助員の雇用に係る社会保険料でございます。委託料でございますが、測量設計委託料を700万円、箇所数につきましては8カ所を見込み補正したものであります。使用料及び賃借料でございますが、重機等借上料を338万7,000円、箇所数につきましては29カ所を見込み補正したもので、農業施設関係では合わせて1,279万円を追加したものであります。

次に、林業施設現年災害復旧費であります。職員手当等につきましては同じく災害対応に係る職員の超過勤務手当でございます。賃金では災害復旧作業人夫賃金を89万4,000円、需用費では林道当勢和貢線、林道大牧線に係る修繕料145万3,000円をそれぞれ補正計上したものであります。委託料でございますが、測量設計委託料を500万円、箇所数につきましては5カ所を見込み補正したものであります。使用料及び賃借料でございますが、重機等借上料を91万1,000円、箇所数につきましては13カ所を見込み補正したもので、林業施設関係では合わせて876万8,000円を追加したものであります。

道路橋梁施設現年災害復旧費であります。職員手当等につきましてはこちらも災害対応に係る職員の超過勤務手当でございます。賃金では災害復旧作業人夫賃金53万7,000円を、需用費ではカラーコーンなど災害対応に係る消耗品費82万4,000円をそれぞれ計上したものであります。委託料でございますが、測量設計委託料を3,200万円、箇所数につきましては11カ所を見込み、また使用料及び賃借料でございますが、重機等借上料を755万円、箇所数につきましては27カ所を見込み、それぞれ補正計上したものであります。工事請負費でございますが、これは町単独での災害復旧工事請負費であります。3,600万円、箇所数につきましては17カ所を見込み補正したもので、道路橋梁施設関係では合わせて7,744万4,000円を追加したものであります。

次に、歳入でございますが、9ページにお戻りいただきまして、災害復旧事業債の補助・直轄災害復旧事業債につきましてはご説明申し上げました測量設計委託料に係る財源措置として公共土木施設等で3,200万円を、農地農林施設で1,260万円をそれぞれ手当てしたものであります。一般単独災害復旧事業債につきましては、こちらもご説明申し上げました町単独での公共土木施設等の災害復旧工事請負費に係る財源措置として3,600万円を手当てし、予備費により収支を調整したものであります。

以上の内容で地方自治法第179条第1項本文の規定により令和元年10月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） ちょっと教えていただきたいのですけれども、農林水産業施設災害復旧費と、それから2番の公共土木施設災害復旧費、これ大きな箇所は、二、三を例にとった場合にどの箇所でのどのくらいの委託料も含んで費用がかさんでおるのか、ちょっとわかればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤議員のご質問ありました件についてお答えいたします。

大きなものという話になりますと、国の災害査定申請分という形になろうと思っております。まず、農林課所管におきましては、農地農業施設と林業の2つに分かれております。農

地農業施設につきまして、委託のほうを先に申し上げさせていただきます。農地に関しましては、農地が4カ所、農業施設が3カ所ということで、委託料506万円をかけた上で、会津技術コンサルタントのほうに委託をかけております。農地に関しましては4カ所、大松川上ノ台地内におきまして、水田の法面崩壊、あとは張平の牧ノ内地内におきましてこちらも水田の法面崩壊、南倉沢小桑沢地内におきまして、こちらも水田の法面崩壊、田代下居平地内におきましても田んぼの法面崩壊という形になっております。

続きまして、農業施設でございますが、十文字流石地内の十文字堰、こちらは擁壁洗掘崩壊となっております。檜原地区中井地内におきましては、農道の路体決壊、白岩李平地内におきましては、通称白岩堰の頭首工の決壊となっております。

続きまして、林業部門におきましては4路線5カ所ございます。大牧線におきましては路面の洗掘、続きまして水門上ノ山線におきましては法面崩壊、続きまして当勢和貢線におきましては路体崩壊、大峠線におきましては2カ所ございます。2箇所とも路体崩壊という形で申請を上げております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの7番、佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

建設課所管における災害の関連ですけれども、査定を受けるものにつきましては箇所、雑根の隅川、規模で護岸洗掘で20メートル、両岸です。続きまして、沢入の奥ノ入沢川、同じく護岸洗掘、両岸で27メートル、和貢沢、弥五島の護岸崩落8メートル、小谷川、南倉沢が基礎洗掘で5メートル。道路につきましては、中妻新田2号線、中妻が路肩側崩落12メートル、弥五島和貢1号線、弥五島、擁壁破壊7.6メートル、雑根丑ケ曾根線、雑根、舗装洗掘180メートル、湯野上中山線、中山、道路崩落23メートル、塩生反田線、塩生、舗装洗掘46メートルとなっております。こちらの委託に関しては、各箇所という形では出しておりません。抱き合わせの形で、先ほど説明にありましたような箇所数を見込んでございました。

続きまして、単独に伴う工事に関するものですけれども、起債箇所に関しましては、まず河川において隅川支流の天然護岸の崩落33メートル、正神沢川、中山、先ほどの雑根でございます。正神沢が中山、護岸崩落20メートル、和田川、大松川、護岸崩落10メートル、雨沼沢、大内、護岸崩落10メートル、小山沢川、桧原、護岸損壊17メートル、牧の沢川、檜原、河床洗掘10カ所で、道路につきましては下郷中学校線、中妻、法面表土崩落8メートル、大松川音金線、十文字、法面上畑からの土砂流出20メートル、和田線、大松川、法面表土崩落8メートル、大松川宮内線、大松川、法面表土崩落9メートル、弥五島下夕道線、弥五島、路肩崩落6メートル、弥五島牧野線、弥五島、路肩崩落8メートル、弥五島若水線、弥五島、舗装洗掘50メートル、大松川百目貫線、大松川、積みブロック基礎下洗掘5メートル、檜原10号線、檜原、路肩洗掘7メートル、塩生大石5号線、塩生、法面崩落12メートル、張平沢入線、沢入、路肩洗掘3メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） わかりました。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） これから委託かけて入札というような形になると思いますが、季節的に降雪期に入りますが、それを見越して、一応工期は年度末ということにはなると思いますが、降雪期で工事の進捗状況によっては繰越明許というふうになる可能性もあると思いますが、その点に関して質問いたします。

それから、水田の法面崩壊の場合はやはり春先もうすぐに耕作するというふうになりますので、やはりその点を踏まえて田植えに間に合うのかということをお二点質問いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま8番、猪股議員のご質問にお答えいたします。

今年度工事が終わるかどうかなどという点、契約の内容については農林課サイドでは2つ先ほど申し上げましたが、農地農業施設、あと林業のほうに分かれておまして、農地農業施設につきましては災害査定が終了しております。この後入札を行いまして契約という形になりますが、契約につきましてはもちろん年内という形になっております。実際雪のことを考えに入れますと、3月ぐらいからの実施という形になりますので、その期間で工事は終了しないというふうに見込んでおります。その場合におきましては繰越しという形で対応させていただきます。

続きまして、農耕者の農繁期に間に合うかという話なのですが、今回の被災地のほとんどが水田という形になっておまして、その中でおおむね水を入れて、田をうなうのが4月後半ぐらいからというふうを考えておりますので、一応対象の農家さんのほうには今言ったような工程で工事はしますが、間に合わない可能性もなきにしもあらずということで、雪がどの程度早く消えていただけるか、その辺にも実際よるとは思うのです。工事期間としましては、農地のほうはおおむね1カ月ぐらいで何とか上がるのではないかなどというふうに見越してはおるのですけれども、その辺農家さんと調整しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 職員手当の超過勤務手当というのが大分出ておりますが、農林課の職員が過労かどうかわかりませんが、技師の人が病院に行って肺の手術をして、12月いっぱい休んでいるという、私一般質問でも少しやりましたけれども、そういうふうなことを考えた場合に超過勤務手当というのは49万円、農業施設現年災害ですが、何人ぐらいの人が超過勤務手当というのになっているのか。

もう一つは、林業施設災害で51万円ほどとっておりますが、超過勤務。これも何人ぐらいでどのぐらいの超過勤務になるのか。

もう一つは、災害復旧の道路橋梁施設現年災害復旧費でここも超過勤務53万3,000円ほどとっておりますが、これも何人ぐらいの職員でどのように手当をして超過勤務という

ものになっているのか。この超過勤務についてお願いを申し上げます。

また、農業施設現年災害復旧費の中で臨時雇用賃金、臨時事務補助員ということで94万8,000円とってございますが、元職員ということも聞いておりますが、何カ月ぐらいの94万8,000円なのか。1年中で94万8,000円なのか教えていただけますようお願いを申し上げます。

もう一つは、この13節の委託料で農業施設現年災害で700万円、または林業施設災害の委託料、13節で500万円、もう一つは下に下がってきまして道路橋梁施設現年災害で委託料の13節で3,200万円。合わせて相当な金額になるわけですが、そうした場合に県内一円の災害というものが出てしまった。そうすると、我が町でこれだけの委託料を出す。南会津町さんも出すであろうし、または他町村の近隣町村も出すであろうし、そういうことを考えた場合に測量設計委託料というものは何者でもって、忙しくて後回しにする可能性もあり、これをランクづけで測量委託設計を出しているのか。この辺の見込みというか、町の希望どおりには、私普通の測量委託料とはいかないのではないだろうかということ懸念を申し上げます。

もう一つ、最後になりますが、国あたりから農業災害等に該当した場合によく4分の1の分担金なんていうのが災害復旧費であるわけですが、単独災害なんかはないでしょうけれども、先ほど言った水田法面の工事費あたりに対して分担金というものが、昔みたいに大きなもので4分の1の分担金など、そういうものは発生しないのかどうか、この点に対してお尋ねをいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま3番、室井議員の質問にお答えいたします。

まずは超過勤務手当についてなのですが、まず農業施設のほうに関しましては3名対象となっております。続いて、林業部門の職員の超過勤務手当、こちらも3名対象となっております。

続きまして、臨時雇用賃金の雇用期間についてでございますが、こちらは11月以降の3月まで5カ月を見てございます。

続きまして、委託料につきましてなのですが、農林課の農地農業施設及び林業につきまして、分けて既に発注が完了してございます。こちらにつきましては、それぞれ4者を入札対象として実施してございます。進行状況というか、災害という形で行ったわけなのですが、今回県の通達がおりておりまして、通常の内年の設計業務を一時停止した上で災害最優先で対応するという形になっておりますので、実際町のほうで発注した委託業務も一時今とまっている状態のものがございまして、災害を最優先として実施させていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

あと、最後に分担金、受益者負担のことだと思っておりますが、こちらにつきましては農地におきまして受益者負担をいただくこととなっております。現時点で災害査定が終わって、通常に申請しますと50%から65%の割合で国から補助金としておりてきます。それプラス農の場合は受益者負担の観点から、増嵩という申請を行う予定となっております。

その中身としましては、受益者負担のための負担を減らすための手続としまして、補助率をさらにかさ上げするという流れの手続がございます。これによりまして、国の補助率が一挙に95%前後まで、今回激甚災害ということですので、95%前後まで上がる仕組みとなっております。残ったパーセンテージ、5%前後になろうかと思いますが、その中でそこから町が申請します起債の金額を引いた中で5%の受益者負担をいただくということを前提として運んでおります。既に農耕者のほうとは調整済みでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 3番、室井亜男議員のご質問にお答えいたします。

建設課所管におけるまず職員手当につきましてですけれども、人数では課内9名を見込んでおるわけなのですが、そのうち工務係3名についてだけちょっと厚く見込んでいる状態でございます。

それと、次の委託料に関しましては農林課サイドと同様に、災害査定に関する分の委託料でございます。既に発注済みでございます。町内の4者を指名に入れまして、既に来週月曜日に査定が行われるわけですが、それ終わった後の実施を含んだ形で委託を出してございます。ただ、専決予算で見込んでいました南倉沢野際線の橋梁に関する災害だったのですけれども、こちら一旦発注したのですけれども、県のほうの観音川のほうの災害という形で引き継ぎましたので、町のほうからちょっと今手が離れたという形になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 1つは超過勤務手当というものを相当やらせて、またぐあいが悪くて病院に行ってというような、そういうようなことのないようにしないと、役場職員はあまりにも一部の人が働いて、仕事のない人はそれほど仕事がないと、こういうふうは今役場の中で言われている懸念というものがございます。おとといもですか、一般質問の中で町長が技術者の採用の人がいないのだようなことを言いましたけれども、今後このようなことも考えなければならぬということで、とにかく過労で倒れるようなことはしないように超過勤務というものをひとつやらせて、職員の人たちをお願いを。昔は超過勤務手当というものは各課にある程度予算的に配付をして、課長にそれを見させて分担をしているというような話を聞くのです。そういうようなことで、とにかく超過勤務が偏りしないように、課長さん、よく見守りをさせていただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、農業災害で私先ほど4分の1の分担金で、何か国に申請をすると95%の仕組みがどうのこうのということで、起債を充当すると5%ぐらいの、土地改良ぐらいの負担金で済むのだということなのですが、小さなものでもこういうような申請というものをすればなるのですか。例えば50万円ぐらいだとか、100万円以内のものもこういうふうな申請をすればこういうような仕組みというか、5%ぐらいの受益者負担と

いうものなるのでしょうか。ということは私の言いたいことは、例えば田んぼの法面が崩壊をした。役場でやると石垣を積んでコンクリートをやると100万円かかると。昔は4分の1の負担金だと25万円も払わなければいけない。そこら辺の土建屋に頼んで、ユンボを頼んで1日かかりで土を寄せて、そこら辺のカラマツを切ってきて堤防にしてそこに植えて、芝を絡めて土を寄せて2日間で終わらせて10万円ぐらいで上がるほうが安いのではないだろうかということで、災害にしないでそういうようなやり方というものを昔はやっていたことがございます。ですから、私聞くのですが、100万円以内のような小さなものでもこの95%の仕組み、または起債充当というものはできるのかどうか、この1点お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の国の災害の査定に出す要件といたしまして、設計金額は基本40万円以上となっております。ですから、100万円だとしても該当する可能性はございます。ただし、災害査定審査におきまして、削られた場合40万円を割れば欠格という形で該当外になってしまうという仕組みになってございますので、町として申請する場合には削られても間違いがないところというようなところでの選定を実施しているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第3号））の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第74号 下郷町森林環境譲与税基金条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、議案第74号 下郷町森林環境譲与税基金条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） それでは、私のほうから議案第74号 下郷町森林環境譲与税基金条例の設定についてご説明いたします。

今年度より森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。これは、国の温室ガス排出削減目的の達成や災害防止を図るため、適正な森林整備を行い、安定した財源を供給する目的で制定されたものでございます。市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境譲与税が新たに創設されたことに伴い、当該譲与税を適正に管理するため新たに基金を設置しようとするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 今回の森林環境譲与税というのは毎年交付されてくるのでしょうか、その1点だけお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの質問に回答いたします。

今年度交付予定になっている額についてでございますが、まず今年度は合計683万7,000円となっております。これは、令和6年度までこの金額が支給される予定でございます。令和7年以降、令和14年までなのですが、こちらまでは1,452万9,000円の金額となっております。令和15年以降ですと2,307万6,000円という一応予定にはなっています。以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 下郷町森林環境譲与税基金条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第75号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、議案第75号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。議案第75号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国が定める個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の一部改正によりまして、個人番号カード、マイナンバーカードでございますが、これの再交付事務における国庫補助の対象が拡大されたことに伴い、新たに補助対象となる再交付の理由に該当する場合は再交付手数料を徴収しないこととするため、下郷町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、本町条例において個人番号カードを再交付するときの手数料として、再交付がやむを得ない場合の再交付手数料が無料となる国庫補助対象となる場合を除き、カードの紛失や破損などによる場合1枚につき800円を徴収することを規定しております。今回の国の補助金交付要綱の一部改正によりまして、個人番号カードの再交付事務における手数料無料の国庫補助の対象が拡大されたことに伴いまして、新たに補助対象となる再交付の理由に該当する場合は手数料を徴収しないこととするものでございます。また、住民基本台帳法の一部改正によりまして、住民基本台帳カードの交付事務が廃止されたことに伴い、当該交付手数料の規定を削除するものでございます。以上によりまして、本町条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の15ページと新旧対照表の見開き1ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしますと、第2条は手数料の種類及び金額に関する規定であります。第1項第7号につきましては住民基本台帳カードの交付手数料ですが、交付事務が廃止されたことに伴いまして、当該規定を削除するものでございます。

同じく第1項第22号につきましては、個人番号カードの再交付手数料ですが、括弧書きの部分が再交付がやむを得ない場合の再交付手数料が無料となる国庫補助の対象でございますが、追加する部分としまして個人番号カードの有効期限満了までに更新手続をした場合、次に個人番号カードの住所等が変更となったときは市町村がカードの追記欄に変更事項を記載しますが、追記領域の余白がなくなって記載ができない場合、次に特別養子縁組による氏名変更、家庭裁判所の審判による性同一性障害者の性別変更に関し個人番号カードの氏名、性別の記載事項を変更した場合でございます。以上の再交付がやむを得ない場合として新たに加えるものでございます。

以上が今回の改正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 今現在個人番号カードは何人ぐらいとっているのか。今までの例えば令和1年、その前からやっているわけですから、何年に何枚と。あまり人気がないみたいな感じがするのですが、ちょっと教えていただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 今現在の累計で申しますと543件を個人番号カードを交付してございます。それで、過去3カ年さかのぼってみますと、平成28年度につきましては年間230件交付してございます。また、29年度につきましては42件、あと30年度につきましては64件、あと今年度、年度途中ではございますが、40件という形で交付状況になってございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） そうすると、全体のとったのが何%になるのですか。1割ということでしょう。5,000人ですから、1割ですか、10%ですか。だから、人気がないのだ。なぜ人気がないのか。だから、もう少し個人番号をとればこういうような利点がありますよ、こういうふうなことがなりますよというようなことが、我々要らないのは例えば車を運転するための免許証を持っていたり、それから国民健康保険の手帳を持っていたり、そういうのを持っているから、そういうふうなものが不要なのかどうか、もう一回個人番号をとったら何がメリットなの。ちょっと教えていただきますようお願いいたします、わかれば。わからなかったら後で結構です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 3番、室井議員のご質問にお答えいたします。

メリットということでございますが、今現在例えば個人番号カードにつきましては本人の写真つき身分証明書という面もございまして、例えば免許証等がない方につきましてはこの個人番号カード、こちらを提供していただければ身分証明書になるというようなことがございます。また、インターネット上の確定申告、e-Tax、こういったものにも使えるものでございます。また、これからのことなのですけれども、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを運用しまして、令和4年度中に医療機関でマイナンバーカードによるオンライン資格確認をできるようにするとの目標を立てております。マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせるということで取り組んでいく予定となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 1つだけ聞いてみたいのですが、例えばマイナンバーカードを持っていた場合に東京にいた場合に下郷の住民票とか印鑑証明書、マイナンバーカードでとれるのですか。衆議院の先生方がつくったわけですから、そういうふうな人たちが自分

の地元に住所を置いておいてマイナンバーカードを持って、東京で住民票をとってみたいなんかする、そういうのに便利だから、つくったのかなと、こういうふうに私は解釈していたのですが、1つだけ、東京にいてマイナンバーカードで下郷町の住民票、印鑑証明書とれるのかどうか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 例えばコンビニ等で住民票等が交付できるというような市町村もごございますが、下郷町におきましてはまだそういったコンビニ交付とか、そういったものはしておりませんので、例えば東京から交付できるというようなことは対応しておりません。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明申し上げます。

16ページとなります。議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じ、職員の給与について改定をお願いするものであります。

その概要でございますが、給料表につきましては民間給与との格差0.07%を埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置き給料月額を引き上げ、また期末、勤勉手当につきましては民間の支給状況等を踏まえ、年間支給月数を0.05月分引き上げ、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思っております。第20条、勤勉手当でございますが、第2条第1項は再任用職員以外の職員に係る支給割合を改正するもので、100分の92.5を100分の95に改めるものであります。これにより年間の支給月数は100分の185から100分の190となり、0.05月分引き上げられることとなります。

第2号でございますが、再任用職員に係る支給割合を改正するもので、100分の45を100分の47.5に改めるものであります。これにより年間の支給割合は100分の90から100分の95となり、同様に0.05月分引き上げられることとなります。

附則第9項の改正でございますが、勤勉手当の支給割合の改正に伴い、55歳を超える特定職員に係る勤勉手当減額対象額に乗ずる割合を改めるものであります。

新旧対照表の3ページから4ページとなりますが、別表第1、給料表を改正するもので、アンダーラインを付しておりますものが今回改正となる給料月額でございます。引き上げ額は1級1号給、こちらは2,000円、5級7号給は100円と若年層に重点を置いたものとなっております。

議案書の17ページにお戻りいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第20条、附則第9項及び別表第1につきましては今ほどご説明申し上げました内容で改め、附則でございますが、第1項では施行期日等を一部を改正する条例は公布の日から施行し、勤勉手当の支給割合等の改正規定は令和2年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、改正後の給料表につきましては平成31年4月1日から適用するとするものであります。

附則第3項でございますが、今12月期における勤勉手当の特例措置を定めるもので、再任用職員以外の職員については100分の92.5とあるのは100分の97.5と、再任用職員については100分の45とあるのは100分の50とするもので、0.05月分支給割合を引き上げるものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） よく私たちもわからないのですが、1つだけ聞いてみたいのですが、令和2年4月1日から施行するということになっていきますので、ここで4月1日ですから、退職した人、または入る人いろいろいると思うのですが、おおよそ値上げするわけでしょうけれども、総金額でどのぐらいになるのか、おおよそで結構です。退職する人、入る人いるから、わからないと思うのですが、現在のもので結構ですから、おおよそどのぐらいになるのか。令和元年12月に支給する勤勉手当が100分の92.5から97.5となるみたいですがけれども、これは今の現在ですから、どのぐらいの総金額になるのかわかれば教え

ていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） お答えを申し上げます。

今回この一部を改正する条例がご可決をいただきましたならば、給料表につきまして今年4月1日から新たな給料表が適用されるという内容のものでございます。勤勉手当につきましては、12月の勤勉手当につきまして、この特例の規定を設けるものでございます。これに要する所要額でございますが、今回補正予算で提出させていただいておりますが、今回は人件費等につきましては給与改定等に係る所要額の整理を行っておりますが、うち給与改定分といたしましては総額で221万8,000円が増額の要因となっております。うち給料月額につきましては43万7,000円、期末手当は今回改正はございませんが、給料月額が引き上げられることに伴いまして期末手当にもはね返ってまいります。その分の所要額として9万3,000円、勤勉手当につきましては0.05月分引き上げられる12月期の特例措置の分といたしまして161万円、給料月額が引き上げられることに伴いまして退職手当等組合負担金の負担額も変わっております。こちらが7万8,000円。これらを合わせまして221万8,000円、先ほど申し上げました額が給与改定に伴う増額の要因となるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 現在再任用職員は何名いらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） お答えを申し上げます。

現在再任用職員は2名でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） ちょっとこれ間違ったらごめんなさい。新聞紙上でボーナスが引き下がったと、支給額が減ったというふうな、ちょっとあったのです。最終的には職員の給与、ボーナスはみんな上がったのでしょうか。というのは、私のボーナスですけれども、下がったのです、去年の支給額より。それ間違いか。私の勘違いなのか。見たら8,000円ほど下がっているのだけれども、そこは直接この部分に関係ございませんけれども、もしわかったら教えてください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 本年の人事委員会の勧告につきましては増となるものでございます。議員おっしゃった期末手当の支給額の関係でございますが、たしか去年の改定によりまして従来6月と12月の期末手当等の支給率が定まっております、それ以前は12月に支給率が重く配分されていたものを去年の改正によりまして、それを6月、12月均等にならした関係かと思われますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午前11時02分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時10分）

農林課長、湯田英幸君より発言を求められております。湯田英幸君の発言を許します。

○農林課長（湯田英幸君） 先ほど星議員のご質問に回答した際に、今年度森林環境譲与税の金額を683万6,000円と申し上げましたが、今回12月補正予算におきましては328万1,000円を計上しております。差額の355万6,000円につきましては、決定次第3月補正において対応する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

日程第5 議案第77号 下郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第5、議案第77号 下郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。議案第77号 下郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国が定める住民基本台帳法施行令等の一部改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関す

る法律の施行に伴いまして、市町村が行う印鑑登録事務が準拠すべき事項を定めた国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正によりまして、下郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、1つ目は社会において婚姻後も旧氏、旧姓を使いながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧氏、旧姓を使いやすくするという国の女性活躍推進の取り組みとして婚姻等で氏に変更があった方で、かつ希望して申請する方に住民票等への旧氏の併記を可能とするよう国の住民基本台帳法施行令等が改正されましたことに伴いまして、旧氏による印鑑登録の併記を可能とする国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことによりまして、本町においても印鑑登録証明書への旧氏の併記と旧氏の印影を登録する印鑑登録を可能とするものでございます。簡潔に申しますと、姓が変わっても、本人が申請すれば旧姓の判こでも印鑑登録できるようにするものでございます。また、希望しない場合は今までどおりの取り扱いとなります。

2つ目は、成年被後見人はこれまで一律に印鑑の登録資格がありませんでしたが、成年被後見人等の権利の制限に関する法律の施行に伴いまして、成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、印鑑登録の申請をし、法定代理人が同行している場合は意思能力を有するものとして印鑑登録を可能とするものでございます。また、成年被後見人で意思能力を有しない方は、印鑑の登録資格がございません。以上によりまして、本町条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の22ページと新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしますと、第2条は登録資格に関する規定であります。第1項において国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正通知に合わせた形で文言の整理を行うものでありまして、「本町の住民基本台帳」を「本町が備える住民基本台帳」に表現を改めるものでございます。

同じく第2項第2号につきましては、印鑑登録を受けることができない規定ですが、逆に成年被後見人でも意思能力を有する方は印鑑登録を受けることができるために、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」、前号の15歳未満の者を除くに改めるものでございます。

第5条は、印鑑の登録拒否に関する規定であります。第1項第1号及び第2号において、登録できない印鑑から除かれるもの、つまり登録できる印鑑としてそれぞれ旧氏を加え、また第1号においては住民基本台帳法施行令の改正により条ずれが生じたため第30条の26第1項を第30条の16第1項に改めるものでございます。

同じく第2項につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正通知に合わせた形で文言の整理を行うものでありまして、外国人住民に係る住民票の備考欄の記入方法を記録されているから記載がされている、また磁気ディスクの場合は記録がされているに改めるものでございます。

次に、第6条は登録事項に関する規定であります。6ページの第1項第3号で氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合は旧氏を印鑑登録原票に登

録する事項として加え、条文の整理を行い、第7号においては文言の整理を行うものであり、「記録されている」から「記載がされている」に改めるものでございます。

同条の第2項として印鑑登録原票については、磁気ディスクを持って調製することができる規定を加えるものでございます。

次に、第11条は印鑑登録証明書に関する規定であります。第1項第1号につきましては氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合は旧氏を印鑑登録証明書に記載する事項として加え、条文の整理を行い、第1項第5号においては文言の整理を行うものであり、「記録されている」を「記載がされている」に改めるものでございます。

次に、第15条は印鑑登録の抹消に関する規定であります。7ページの第2項第3号で職権で印鑑登録を抹消する事由として氏の変更には住民票に記載がされている旧氏を含む、これを加えるものでございます。

以上が今回の改正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） わかったようなわからないようなあれですけども、証明料が350円取られるわけですけども、昨年の1年間で350円掛けるどのぐらいの枚数が出ているのか。なぜこういうことを私聞くかということ、多分私は相当とっているのです、本当のことを言って。1年間に30通できかなくとっているのだ。結構とっているのです。例えば普通自動車为名義変更する場合に1枚必要だ、抹消する場合また1枚必要だと、こういうふうなことで軽自動車の場合には住民票だとか印鑑証明のコピーでいいのですが、印鑑証明書や委任状をつけないとできないものですから、そのたびに窓口に来て350円払っているのですが、1年間に相当な量が、枚数が出ているのではないかと。これ各町村で証明料というのは違うのです。若松は200円なのです。安いのです。ですから、一言だけ教えていただけますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男議員に申し上げますけれども、ただいまの質問事項は今回の条例の改正案とは直結するものではありませんけれども、参考に答弁をいただければと思います。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 30年度の印鑑証明書の件数を申し上げます。1,782件の発行件数でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） そうしますと、課長さん、旧氏でもできると。例えばワタナベがホンでもできるわけですけども、そのときの印鑑証明、あれは番号だから、構いませんけれども、申請するときにはどちらの名前で出しても出るわけですか。例えば私湯田ですから、家内が大竹ですので、そういう場合にはどちらの申請の名前でも構わないということでしょうか。そこちょっと簡単に教えてもらえませんか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 5番、湯田議員のご質問にお答えいたします。

今回印鑑登録ですと、本来の氏名に合わせまして併記しまして、旧氏を併記するというところでございますが、最初の申請につきましては過去の旧氏の中から任意に選ぶことができるようになってございます。また、2回目の申請におきましては直近の今現在の氏名の1つ前の旧氏が登録可能となっているようになってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） そうしますと、旧氏1つだけだったら構わないけれども、再婚したりなんかすると旧氏何本も持っているが、そういう場合はどうなのですか。直近だから、あくまでも一番最終のと、こういうことなのですか。わかりました。

もう一つ、そうしますと印鑑証明の申請書は様式は変わるわけですね。そこら辺。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 今回の改正に合わせまして、受け付け簿ですか、申請のところには旧氏を申請するかどうかのチェックを入れていただく欄を設けまして、そういった形で丁寧にご説明しながら受け付けをする予定でございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、文言の部分でちょっとわからなかったものですから、お尋ねいたしますが、まず2条で変更のあった「備える」という文言が1つ追加されましたが、これ住民基本台帳は本来町に備わっているというか、町が管理しているものだと思うのですが、ここはあえて町が備えると足してあるのですが、ここら辺どうしてこういう表現になったのかご存じでしたら教えていただきたいと思います。

それから、現在住民基本台帳というのは町のほうでどのように管理されているのかもあわせてお尋ねいたします。

次に、磁気ディスクによる記録という文言ございますが、下郷町の場合は印鑑証明ですか、この保存に関してはどのように記録されているのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 8番の猪股議員のご質問にお答えいたします。

まず、第2条の本町が備えるということでございますが、こちら県を通じまして国のほうに照会をかけましたところ、こちらにつきましては適切な表現に改めたというようなことで、これこれこういうことだからという意味合いはないということでございました。また、管理ですけれども、こちらにつきましては紙と今電算でございますので、ハードディスクとか、そういったもので2つに分けて管理してございます。あと、磁気ディスクにつきましても一応十分な確認をして保管しております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） ありがとうございます。適切な表現に改めたということで、それは了解しました。

管理で基本台帳が紙とハードディスクということですが、これ同じものを紙とハードディスクに何かがあった場合に、例えば磁気ディスクが何らかの状態で破壊されて読み取り不能になった場合を考えて紙とハードディスクになったのか、時代によって新しいものはハードディスクに全てまとめたのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり読み取り不能ですか、そういった危機管理に対しまして同じものを紙とハードディスクで管理しているということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 下郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第6、議案第78号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

23ページでございます。議案第78号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の設定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関し必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。

初めに、会計年度任用職員の制度についてご説明を申し上げます。新制度の概要であります。臨時職員、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することなどを目的として平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、来年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることとなっております。会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員と定義されており、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイムのものと1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイムのものとの2つの類型が設けられております。また、期末手当の支給が可能となるほか、服務に関する規定など地方公務員法上の規定についても正規職員と同様に適用を受けることとなるものであります。法改正の趣旨としましては、一般職の会計年度任用職員制度を創設することで適正な任用、勤務条件等を確保するとともに、会計年度任用職員制度への移行を図るものであります。

会計年度任用職員の採用についてであります。会計年度任用職員の採用に当たっては総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルによれば、できる限り広く適切な募集を行うことが必要とされているところであります。また、会計年度任用職員の給与、報酬等についてであります。これにつきましては地域の実情や財政的な問題を考慮しつつ、県や近隣自治体の状況も参考にしながら適切に対応してまいりたいと考えております。さらに、会計年度任用職員の勤務条件等につきましても国の非常勤職員との均衡を保ちながら、こちらも県や近隣自治体の状況も参考にしながら適切に対応してまいりたいと考えております。

それでは、本条例案につきましてご説明を申し上げます。議案書の24ページとなります。会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例であります。本条例は全18条で構成するものであります。

第1条は、趣旨としまして、この条例は地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする規定を置いております。

第2条は、会計年度任用職員の給与を定めるもので、第1項は会計年度任用職員に支給する給与は第1号会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当とし、第2号会計年度任用職員にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、超勤務手当、休日給及び期末手当とするものであります。なお、ここで言う第1号会計年度任用職員はパートタイム会計年度任用職員を、第2号会計年度任用職員はフルタイム会計年度任用職員を指すものでございます。

第2項では、報酬は月額、日額または時間額とし、給料は月額とするもので、第3項は口座振り込み、第4項は費用の弁償は給与には含まれない旨をそれぞれ規定するもの

であります。

第3条から第11条までは、第1号会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員に係る規定でございます。第3条は、第1号会計年度任用職員の報酬を定めるもので、第1項は一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める報酬を支給するとするもので、第2項は月額報酬の額は基準報酬月額に定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。第3項は日額の報酬の額は基準月額報酬を21で除し、定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。第4項は、時間額の報酬の額は基準月額報酬を162.75で除して得た額とするもので、第5項は算定において生ずる端数及びその他必要な事項は規則で定める。第6項は、職務の性質上、これによりがたい職にある者に支給する報酬については任命権者が別に定めるとするものでございます。

25ページの第4条は、報酬の減額について定めるもので、第1項は月額報酬を受ける第1号会計年度任用職員が当該第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務をしないときは、有給の休暇などによる場合を除き、その勤務しない全時間につき1時間につき勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給するとするものでございまして、第2項は日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは有給休暇などによる場合を除き、その勤務しない全時間につき1時間につき勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給するとするものでございます。第3項は、今ほど申し上げました勤務1時間当たりの報酬額は、規則で定めるところに算出して得た額とするとするものでございます。

第5条は、第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬を、第6条は同様に第1号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬をそれぞれ規定するものでございます。

第7条は、第1号会計年度任用職員の報酬の端数計算として、第1項では減額する額を算定する場合において当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとするとするものでございます。

26ページとなりますが、第2項でございますが、次条の規定によりということでございますが、この次条の規定は超過勤務手当、休日給を指すものでありますが、これらにつきまして勤務1時間につき支給する額の、報酬の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとするとするもので、第3項は時間の端数を生じた場合に取り扱いについては規則で定めるとするものでございます。

第8条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出について、第9条は報酬の支給方法についてそれぞれ規則で定めると規定するものでございます。

第10条は、通勤した場合の費用弁償について一般職の常勤職員に支給される通勤手当の額との権衡、当該第1号会計年度任用職員の任用期間を考慮し、その費用を弁償するとするもので、支給基準額及びその支給方法については第2項で規則で定めるとするものでございます。

第11条は、職務のため旅行した場合の費用弁償について、その費用を弁償する、費用弁償の額及びその支給方法については職員等の旅費に関する条例の例によるとするものでございます。

第12条から第14条までは、第2号会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員に係る規定でございます。第12条は、第2号会計年度任用職員の給料について一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める給料を支給するとするもので、第2項は給料の額は規則で定める区分及び基準に従い、給与条例別表第1に定める額の範囲内で決定するものとするものでございます。

第13条は給料の支給、端数計算、給与の減額及び勤務1時間当たりの給与額の算出並びに第2条の手当、期末手当を除くものでございますが、それらの支給額及び支給方法については給与条例適用職員の例によるとするものでございます。

第14条は、会計年度任用職員の期末手当について支給基準、額及びその支給方法については規則で定めるとするもので、第15条は退職者の給与について任命権者が別に定める給与を除くほか、ほかのいかなる給与も支給しないと規定するものでございます。

27ページとなりますが、第16条は会計年度任用職員の勤務時間についてでございますが、勤務時間は休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり38時間45分以内とするもので、第17条は会計年度任用職員の休暇等を定めるものでございます。

第18条は規則への委任でございます。

附則でございますが、第1項では施行期日としまして先ほど申し上げましたとおりこの条例は令和2年4月1日から施行するとするもので、第2項、職員の給与に関する条例の一部改正、第3項、職員の分限に関する条例の一部改正、第4項、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、28ページとなりますが、第5項の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、第6項の下郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、それぞれ本条例の制定に伴い文言等の整理を行うものでございます。

以上、条例案についてご説明申し上げましたが、条例では会計年度任用職員制度の骨格となる事項を定めるものでございます。条例中、規則に委任している部分につきましては、本町職員の給与、勤務条件等を定めるに当たり、参考とさせていただいております県の規則等が12月中にはお示しをいただけるとの情報をいただいておりますので、県規則を参考としながら、また冒頭申し上げました近隣自治体等の状況も参考にしながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご説明を申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第7、議案第79号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長(弓田昌彦君) 議案書の29ページをお開きいただきたいと思います。議案第79号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、近年の社会環境の変化に伴う消防団員の減少により団員の確保が難しい状況の中、地域防災力のかなめである消防団の一層の充実、強化を図るために、幅広い層から特定の活動、役割にのみ参加する機能別団員を消防団員に加えると同時に、消防団員の処遇改善の観点から出動手当の見直しを行うために下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の条例改正の機能別団員でございますが、特定の活動にのみ参加する団員ということで、従来の消防団員と同等の活動ができない人が初期消火活動及び後方支援活動や災害防除、警戒活動のみの特定の活動、役割に参加しまして、基本的な消防団員の活動を補完するものでございます。

機能別団員の設置についてでございますが、現在消防団の条例定数が400名で、実際の現有団員は306名でございます。機能別団員の定数は、全体の定数400名のうち50名となります。機能別団員の資格としましては、消防団員としての経験が3年以上ある者、またはこれに準ずる経験を有すると消防団長が認める者となります。消防団OBを想定しております。活動範囲は所属する部単位の区域内となり、職務は特定の活動としての初期消火活動及び後方支援活動、災害防除及び警戒活動のみの活動となります。被服としてははっぴ、ヘルメット、ゴム長靴を貸与します。また、年報酬及び退職報償金は支給

せず、出動手当のみを支給します。災害補償は基本的な消防団員と同じく公務災害補償及び消防団福祉共済に加入します。以上が機能別団員の主な内容でございます。

次に、出動手当でございますが、出動手当の額を南会津郡内の消防団と同等程度にして、町民の安心、安全を守る消防団員の処遇改善を図るものでございます。

それでは、条例の条文についてご説明申し上げます。議案書の30ページ、新旧対照表の8ページをお開きください。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしますと、第4条第1項につきましては消防団員に機能別団員の職名を加え、字句の整理をするものでございます。

第4条第3項につきましては、機能別団員の資格要件として消防団員としての経験が3年以上ある者、またはこれに準ずる経験を有すると消防団長が認める者を加えるものでございます。

第5条第2項につきましては、消防団員の退職報償金支給に係る掛金を算定するために用いる条例定員数を消防団の条例定数400名から機能別団員の定数50名を控除した350名とするものでございます。

別表第1（第5条関係）につきましては、職名の配置として団員の列に機能別団員の職名を加えるものでございます。

別表第3（15条関係）につきましては、費用弁償として1回当たりの出動手当を2,200円から4,400円、4時間を超えないときは半額2,200円に改定して、消防団員の処遇改善を図るものでございます。

議案書の30ページに戻っていただきまして、附則によりまして本改正条例を令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 私長年お願いしてきました消防団員の出動手当改正していただいたことに、まず町長にお礼申し上げます。ありがとうございます。

1つ聞きたいのは、この機能別消防団員50名と定員決まっていますが、これは各地区にお願いして50名という人数を集めるのか、募集を町内にかけて集めるのかちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） こちらの募集方法でございますが、各地区、町内全域に行政区、または消防団員を通じまして募集をかけるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 各地区に募集かけるというのですが、地区によっては消防団員をやめられた方もあって、その人たちが基準になると思うのですが、年齢的なものは関係ないのか、その1点だけお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 年齢制限につきましては、現在の消防団員につきましても年齢制限を設けていないことから、同様に年齢制限を設けないこととしているものでございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 費用弁償、郡内にやっと並んだなど。私も何年も前から均衡を図ってほしいと思っていましたので、大変うれしい限りでございます。

今回機能別団員というものを消防団のOBを想定した50名で編成するということが、400名で、そうすると定数というのを350人と50人というふうに分けるのかどうか。

それから、これ報償金、共済契約ということですから、機能別団員も当然公務災害に準じて、けが等発生した場合はそういった部分共済で面倒見てもらえるという解釈でいいのかどうか。

それと、機能別団員の場合は非常招集訓練を初め、それと検閲式、こういった部分にも出動させる予定なのか、仮に出動した場合はこの費用弁償4,400円ないしは半額という形の費用弁償に当たるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 8番、猪股議員のご質問にお答えいたします。

消防団員の定数でございますが、全体を400名といたしまして、基本的な団員、今までの消防団員でございますが、こちらにつきましては350名、それと機能別消防団員として50名という形で構成するように考えております。

続きまして、機能別団員の共済等でございますが、こちらにつきましては基本的な消防団員と同様に、保険関係は同じく整備する予定でございます。

次に、機能別団員の非常招集、または検閲式に参加するのかわというおたがしでございますが、機能別消防団員につきましては非常招集とか検閲式、こちらには参加しないというような形になってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 何点かお聞きしますけれども、機能別消防団員というのはどこに所属するのか。本団なのか、その50名どこに配置されるのか。

それから、これ機能別というかどうかという機能の別に団員を募集するのか。

それから、退職共済出ましたけれども、一般団員からやめて入った場合に1回退職金をくれて、また別にそれをキャリアとして計算して支給するのか。

それから、機能別消防団員が3年以上ある者、これ以上の経験を有する者といって、これ以上の経験というのはどのような経験を言うのか。

それと、もう一つ、定数が400、実際には306。そういう中で、定数のギャップある中で50名というのをどのように確保するのか。実際に306人しかいないわけですから、その

中で実際250名と、こうなるのでしょうか。実際に300人しかいませんから、256名と、このように解釈してよろしいのでしょうか。そこら辺ひとつお願いします。

それから、最後にもう一つ、今8番議員からやっと郡内の云々と日当が出ましたけれども、郡内の日当の状況はどうなっているのでしょうか。そこら辺お教えてください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 5番、湯田議員のご質問にお答えいたします。

まず、機能別消防団員はどこに所属するののかのご質問でございますが、地元の所属する部の指揮下になりますので、そのような形になります。所属する部でございます。

機能別消防団は、どのように募集するののかということでございますが、基本的には特定の活動ということで、初期消火活動及び後方支援活動、また災害防除、警戒活動というような主なことで募集をかけようと思っております。

また、1度退職された方について、その方が機能別消防団員になるときのキャリアはどうかというようなご質問でございますが、こちらにつきましては1度退職されればその時点で退職金を支給いたしまして、そこから機能別団員になる場合にはその年数につきましては退職報償金を支給しないことから、そちらはキャリアとしては見ないこととなります。

次に、3年以上、またそれ以上のこれに準じる経験を有する者というご質問でございますが、これは機械訓練等を経て初期消火ができるような、そういった技術を習得したというようなものを考えてございます。

あと、郡内の状況でございますが、南会津町については1回につき4,200円、只見町につきましては6,000円、檜枝岐村につきましては4,200円となっております。

あと、先ほどの定員ですか、ちょっと誠に申しわけないのですが、ちょっと聞き取りづらかったので、もう一度お願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 最後のは私も忘れました。

地元置くということでございますが、例えば今どの部も班もなかなか定員を確保するのが容易ではないと思うのです。それで、危機に瀕している部とか班とかあるわけです。そういった中で例えばどここの集落で1人と、機能分団員が。果たしてそれ1人残して留守番隊員になってしまうのですか。機能別分団員ではなくて、留守番隊員になってしまうのではないですか。そこら辺はやっぱり考えていかないと、ただ名前だけ上げても実質的には何も動きできない、検閲式も来ない、火災出動もしないと、こうなるわけですから、現地、地元の留守番隊員だと、こうになってしまうわけですから、そこら辺のもう少し立場的な活動しやすいような雰囲気するには、果たして地元の消防団に帰属させていいものかどうなのか、そこら辺もやっぱり検討しなければならないのかなと私は思います。

それから、あと報酬に関しましては、南会津が4,200円、只見が6,000円、檜枝岐4,200円と、これ半日なのか1日なのか。そうしますと、先ほど出ましたやっと並んだと。全然並んでいないわけです。並んだのは檜枝岐です、飛び越したのは、只見、元南郷村と昔あったとき、結構高かったのです。それでもなかなか消防団に入る人がいなくてというふうな昔の経緯があります。ただ、やみくもに上げればよいということではないですけども、そこら辺ももう少し、これ段階的に上げるのでしょうけれども、とりあえずそれはよしとします。

それから、退職金に関係でございますが、団員をやめないでそのままストレートに機能別団員に私になりますと言ったときは、その退職金をそこで一旦ストップして、退団という処理をしないでやるのか、あくまでも継続されてもそこでびたっと切って機能別団員としてやるのかそこだけお聞きします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 先ほどの機能別団員が1人で留守番隊員になるのかというご質問でございますが、一応人数につきましては消防車両、また資機材等を使えるということでございますので、そういった車両等、そういったものを運用できる人数で機能別団員を考えて、何名かで考えているということでございます。

また、郡内の状況でございますが、説明が不足、足りませんでした。申しわけありません。南会津町につきましては、1回4,200円で4時間を超えない場合は2,100円、あと只見町につきましては1回6,000円で4時間を超えない場合は3,000円となっております。また、檜枝岐村につきましては時間の制限関係なしに4,200円という形になってございます。

また、先ほどの退職の件でございますが、一般の団員を1度退団ということで、そこで切りまして、退職報償金を支給して、退団してから新たに機能別団員に入っていたかどうかというようなこととなります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 2つご質問いたします。

1つは、これいろんな町村ちょっと見ました。そうすると、大部分が要綱というものをつくられているのです、条例を受けて。その要綱を読ませてもらうと、今ご質問させた議員たちの項目がほとんど載っているのです。用が足りているといえますか、そういうことで、まず我が町ではこの条例を受けて、あと項目は条例に入っていると思うのですけれども、細かい細則といえますか、要綱をつくる考えあるのかどうかをまず伺いたいと思います。

それから、もう一つは今現在、それをずっと考えると、機能別というのは大内に纏会というのがあります。すばらしいOBたちが消防活動、出初めのとき私も知ったのですけれども、大変な活躍をされて、自分たちで守ろうと。こういうものが機能別に該当するのかどうか。あるいは、広く消防庁のほうを見ますと女性のことも書いてあるのです。消防団団長が3年経験している人を選ぶとか、募集要項にはそういうふうに明記するよ

うですけれども、婦人消防あたりのポジションというのもこの中に入れることが可能な気がするのですけれども、その辺どういうふうにお考えなのかというふうに思っています。大きく2つよろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 2番、玉川議員のご質問にお答えいたします。

細則につきましては、要綱等で整備するという形になっておりますが、要綱案についてはございます。今回の条例案と同時並行して進めてまいります。議決後に整備していきたいと思っております。

また、先ほどの婦人隊員とか、そういったものでございますが、今回の機能別消防団員の参加資格、そこに該当がしていればそういった初期消火活動とか後方支援等々、そういった消防団OB以外でもそういった初期消火活動ができる技術を習得しているという形の要件に沿えば入っていただいてもいいのかなど。また、それらにつきましては今後消防団と協議いたしまして、初めてのことでありますから、検討していかなくてはならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） ぜひ要綱というものをつくっていただきたいなというふうに思っております。

最後に1つ、先ほども出たかと思うのですけれども、結局は最終的にはどこに所属するか。各分団、私塩生で、塩生あればその分団で部長の指示に従うという形になるとすると、今本当に足りないところがいっぱいあるという話が出たように、もう3人ぐらい、2人ぐらいいると機能別として団員がそろうとか、団員の組織の人数ってどういうふうになるのかなど。ポンプの場合は3人いないととにかく動かせません。そういう意味で塩生、あるいは各地区で2人でも3人でも分団の中に所属するというか、そういう下部組織として所属するというか、人数面でもどうなのかもこういうところも要綱等で明記できればなというふうに思っております。質問ではない。意見であります。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 一言よろしく願います。機能別消防団員、消防団のOBを指していると思うのですけれども、地域によっては40歳から50歳で退団する人、まだ会社に勤めております。それから、中には60歳過ぎて第一線を退いた方々もいると思うのですけれども、消防の方々は各企業では消防に何かあった場合には優先してそっちの活動できるようになっておりますけれども、例えば消防団の機能別になった場合にはその辺はどのように考えておりますか。よろしく願います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 一応機能別消防団員ということで入っていただければ、消防車両、また資機材を使うということでございます。また、人数とかでも今回は例えば消防

車両を動かしていち早く水利等、防火水槽等準備しまして、また隣の部あたりからの応援とか、そういったものが来るものでございますので、それまでにでき得る限りの準備活動、あるいは消火活動をしていただきまして、基本的な団員が来ましたところ後方支援に回っていただくと、そのような形で無理のない、今までの豊富な経験を生かしていただいて、体力の問題等ございますが、無理のない範囲で活動していただくと、そういった形で考えてございます。

以上です。お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） ちょっと済みません。私の質問がちょっとおかしかったかもしれませんが、地域によっては40から50歳で退団をされる方がおります。そういう人の機能別消防団員と、あるいは地区によっては60か65歳で退団する人もおりますと思いますけれども、その辺のちょっと隔たりがあるのですけれども、その辺はどのように掌握をするつもりですか。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） ご質問にお答えします。

機能別消防団員につきましては、40歳から50歳で退団される方、また65歳を超えて退団される方ございますが、特に年齢を基準として機能別消防団員に入っていただくというのではなくて、あくまでも基本的団員を補完するものとしたしまして、40歳から50歳で退団された方でも基本団員として加入していただくことも可能ですし、また65歳の方についても同様に同じように入団していただくという形で、あくまでも基本的な消防団員を補完するものということで、年齢等につきましてはそちらを問うものではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 大分時間たちましたので、簡単、明瞭に申し上げます。

これ機能別団員というのはどこかでやっているやつを模範に見てきてここでつくったのかどうか。どこかでやっているのかどうか。どこかに言われて機能別団員、逆に言わせればある程度よたよた、よたよたという者を指名した場合に、逆に火事的时候には機敏にやらなければいけないから、邪魔になる場合があるのです、本当の話。そういうようなことで、各地区には勤めの関係で消防団員が昼間一人もいない。広域消防は、4人勤めて、救急車出ていくと3人も乗っていつてしまう。救急車出ると広域消防下郷出張所は1人の留守番で、火事が出た場合にすぐ出動できない。そういうような状況になってございまして、役場に消防ポンプを設置して、役場の職員の消防団員を3班に分けて下郷町全域に昼間の火事に対応して出してもらおうと、こういうふうなことをしました。夜は酒飲んでも何でも各地区に勤めの関係でうちに帰っておりますので、そこから自分の地区のポンプを出して火事の場合には対応できると、こういうようなことをしたわけですが、機能別隊員というものをつくった場合に非常に私は地区によっては邪魔になる可能性がございます。先ほどから課長、あなたは答弁してはいますがけれども、検閲

式には出さない。では、しからば3年間も火事がなかったら出動もする必要ない。では、機能別団員になっているなんていうことは、3年も何にもなかったら忘れて、私になっているのかなど、こういうようなことで逆に言われてしまう。そういうようなことで、やっぱり機能別団員になっているというようなことの証明をどこかで引き出さないと、意識というものが私は出ないのではないだろうか、このように思います。この1点お願いします。

もう一つは、出動手当というものが2,200円が4,200円になって、4時間を超えないと半額だというようなことですが、火事の場合の出動手当、こういうのはわかるのですが、出動手当は昔は山、または川に人なんかいなくなった場合に捜索をするための出動手当というのを出していたのです。と思います。山よりも川のほうが高かったように記憶にあるのですが、この辺は今回の場合一律なのか。山の捜索をやった場合なのか、川をやった場合も同じなのか。私も消防団22年間やりましたけれども、この1点聞きたいのですが、お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 3番、室井議員のご質問にお答えいたします。

機能別団員でございますが、もし何もないと出動する機会がないというお話でございます。もちろんそういうことも考えられますので、年2回4月と11月ですか、車両の一斉点検、あるいはポンプの性能検査等に参加していただきまして、また以前消防団ともお話ししたのですけれども、毎月の巡回の中でそういったところがあれば消防団のほうでも技術的なものを確認していきたいというようなことも言っておりました。

あと、先ほどの山であったり、川であったりというような遭難救助ということでございますが、今現在そちらにつきましては下郷町、南会津管内以外の遭難救助につきましては一律1万円という形で出動手当ですか、通常の出動手当と別に遭難救助という形で支給をしているところでございます。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号 下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午後 0時22分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 1時00分）

日程第 8 議案第 80号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第4号）

日程第 9 議案第 81号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 10 議案第 82号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 11 議案第 83号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 12 議案第 84号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第8、議案第80号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第4号）、日程第9、議案第81号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第82号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第83号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第84号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第80号につきましては総務課長、室井哲君、議案第81号につきましては町民課長、弓田昌彦君、議案第82号につきましては健康福祉課長、星修二君、議案第83号及び議案第84号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明申し上げます。

31ページとなります。議案第80号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,792万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億5,827万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、39ページをお開きいただきまして、地方譲与税、森林環境譲与税328万1,000円につきましては、譲与の決定を受け、補正計上するもので、議案第74号でご議決を賜りました同税を原資とする基金を造成し、その活用を図ってまいりたいと考えております。

分担金及び負担金の民生費負担金では、幼児教育、保育の無償化に伴い、保育所入所負担金を1,173万2,000円減額するものであります。

国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金では歳出とあわせ今後の見込み額を精査し、障害者自立支援医療給付費国庫負担金を286万4,000円、保育所広域入所に係る子

どものための教育・保育給付費国庫負担金を330万1,000円それぞれ増額し、子ども・子育て支援臨時交付金847万6,000円につきましては幼児教育、保育の無償化に伴う国庫負担金を計上するものであります。

40ページとなりますが、同じく国庫支出金の災害復旧費国庫補助金につきましては、台風19号被害に係る国庫補助金であります。公共土木施設現年災害復旧費補助金8,671万円、農業施設現年災害復旧費補助金2,550万円、林業施設現年災害復旧費補助金3,275万円をそれぞれ見込み、計上するものであります。

県支出金でございますが、民生費県負担金につきましては国庫負担金と同様に歳出とあわせ今後の見込み額を精査し、障害者自立支援給付費県負担金を143万1,000円、保育所広域入所に係る子どものための教育・保育給付費県負担金を122万5,000円それぞれ増額するものであります。

同じく県支出金の総務費県補助金につきましては、額の確定により市町村バス運行費県補助金を173万5,000円減額し、41ページとなりますが、教育費県補助金、聖火リレー関連の取り組み補助金80万円につきましては福島県東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業補助金の交付決定を受け、計上するものであります。

寄附金の教育費寄附金につきましては、昭和40年度檜原中学校卒業生の皆様から児童図書充実のため5万円のご厚意をいただきましたことから、存目の1,000円を除く4万9,000円を計上したものであります。

繰入金につきましては、事業の完了、需用費の確定により各基金からの繰入額を整理するもので、ふるさと創生基金繰入金につきましては充当事業であります海の子山の子アドベンチャー交流事業の完了により50万円を減額、過疎対策基金繰入金につきましては地方路線バス運行委託料の確定により200万円を増額、42ページとなりますが、教育施設整備基金繰入金につきましては檜原小学校普通教室床改修工事、下郷中学校技術室屋上防水工事、小中学校エアコン取り付け工事の完了により160万円を減額するものであります。

諸収入の雑入、後期高齢者医療広域連合償還金809万3,000円につきましては、平成30年度療養給付費負担金の確定に伴う償還金であります。

町債でございますが、高規格救急自動車整備事業に係る契約額が確定したことにより南会津地方広域市町村圏組合の負担金が減額となることから、その財源とする過疎対策事業債を70万円減額し、災害復旧事業債につきましては台風19号被害に係る災害復旧工事について国庫補助金を除いた地方負担分の財源として公共土木施設等で4,320万円、農地農林施設で3,480万円をそれぞれ措置するものであります。

歳出の主なものでございますが、43ページからとなりますが、給料、手当、共済費等の人件費につきましては給与改定等に係る所要額を計上するものであります。

44ページをお開きいただきまして、総務費の一般管理費では議案第78号でご説明を申し上げます。会計年度任用職員制度の導入に伴い、人事給与システム改修委託料を計上し、財政管理費では同様に財務会計システムのシステム改修委託料41万7,000円を計上するもので、財産管理費の備品購入費74万3,000円につきましては現在使用している製本機

が老朽化により故障し、修理に要する費用が多額となることから、更新するものであります。同じく総務費の交通対策費では、歳入でご説明申し上げました額の確定により地方路線バス運行委託料を20万5,000円増額し、ふるさと創生事業費につきましては海の子山の子アドベンチャー交流事業の完了に伴い、それぞれ予算の整理を行うもので、46ページをお開きいただきまして、税務総務費の共済費、社会保険料、臨時雇用賃金は1月から3月までの3カ月間臨時事務補助員の雇用を見込み、計上するものであります。

48ページとなりますが、民生費の障害者等サービス費では今後の見込み額を精査し、障害者自立支援医療給付費を445万3,000円増額し、これに伴い先ほどご説明申し上げました障害者自立支援医療給付費国庫負担金286万4,000円、障害者自立支援給付費県負担金143万1,000円をそれぞれ歳入で計上いたしております。

同じく民生費の児童措置費では、当初見込みより保育所広域入所児童が低年齢化したことなどに伴い、保育所広域入所委託料を547万2,000円増額し、これに伴い、こちらも先ほどご説明申し上げました子どものための教育・保育給付費国庫負担金330万1,000円、子どものための教育・保育給付費県負担金122万5,000円をそれぞれ歳入で計上いたしております。また、幼児教育、保育の無償化に伴い、通園助成制度を廃止しましたことから、民生費の湯野上保育所費では通園助成金を42万5,000円、49ページでございますが、同じくしもごう保育所費では87万7,000円それぞれ減額するものであります。

衛生費でございますが、50ページをお開きいただきまして、今後の見込み額を精査し、予防費では各種予防接種委託料103万4,000円を、保健事業費では検診委託料、後期高齢者健康診査事業委託料合わせて141万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

51ページとなりますが、農林水産業費の農業振興費では当初見込みを上回る捕獲頭数となりましたことから、有害鳥獣捕獲報奨金を72万円増額し、農地費の共済費賃金につきましては1月から3月までの3カ月間臨時事務補助員の雇用を見込み、社会保険料、臨時雇用賃金をそれぞれ計上するものであります。

52ページとなりますが、同じく農林水産業費の林業振興費では先ほどご説明申し上げました森林環境譲与税基金の造成に伴い、森林環境譲与税基金積立金328万1,000円を計上するもので、森林環境譲与税を原資とするものであります。また、治山林道費の工事請負費につきましては、事業完了などにより予算の整理を行うものであります。

53ページとなりますが、土木費の道路維持費では緊急にロータリー除雪車のタイヤを交換する必要性が生じたことなどから、今後の見込み額を精査し、消耗品費を171万6,000円増額し、また54ページをお開きいただきまして、同じく土木費の住宅管理費では当初見込みより入退去に伴う費用が増加していることなどから、施設修繕料を260万円増額するものであります。

消防費でございますが、非常備消防費では事業の完了により研修旅費を88万円減額し、南会津地方広域市町村圏組合負担金につきましては高規格救急自動車整備事業に係る契約額が確定したことにより75万5,000円を減額するもので、これに伴い歳入では先ほどご説明申し上げましたその財源とする過疎対策事業債を70万円減額しております。

55ページとなりますが、教育費関係でございますが、小学校費の学校管理費では楢原

小学校普通教室床改修工事、小学校エアコン取り付け工事が完了しましたことから、工事請負費合わせて91万5,000円を減額し、教育振興費では来年4月からの小学校教科書全面改訂に伴い、消耗品費において教員用指導書等の購入費用630万円を計上するものであります。

中学校費の学校管理費では、中学校エアコン取り付け工事、下郷中学校技術室屋上防水工事が完了しましたことから、工事請負費合わせて74万5,000円を減額し、教育振興費では今後の見込み額を精査し、対外遠征等助成金を27万円増額するものであります。

なお、小中学校費の工事請負費の減額に伴い、歳入では先ほどご説明申し上げました教育施設整備基金繰入金を整理してございます。

56ページとなりますが、文化財保護費につきましては今年度緊急試掘調査の実施予定がないことなどから、予算の整理を行い、田沼文蔵記念館管理費では歳入でご説明申し上げました教育費寄附金を寄附者のご意向を踏まえ、児童図書の実充に充てるため備品購入費5万円を計上するものであります。

保健体育総務費の聖火リレー関連の取り組み補助金163万8,000円につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック成果リレー事業下郷町実行委員会に対する補助金で、歳入でご説明申し上げました福島県東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業補助金80万円を充当するものであります。

58ページとなりますが、災害復旧費につきましては台風19号被害に係る工事請負費を計上するもので、農業施設現年災害復旧費では4,200万円、林業施設現年災害復旧費では5,500万円、道路橋梁施設現年災害復旧費では1億3,000万円をそれぞれ計上し、その財源としまして歳入でご説明申し上げました災害復旧費国庫補助金1億4,496万円を見込むもので、予備費につきましては本補正に伴い収支の調整を図るものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の59ページをお開きください。議案第81号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,938万7,000円とするものでございます。

60ページから64ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

65ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。5款繰越金、1目一般会計繰入金でございますが、3節職員給与費等繰入金につきましては、職員の給与改定により26万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、66ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1目一般管理費の給料、職員手当等、負担金補助及び交付金の一般職退職手当組合負担金につきましては、職員の給与改定により26万9,000円を増額するものでございます。

次に、7款諸支出金、1目一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分の資

格異動に伴う前年度に係る保険税還付金の支出が増となり、予算不足となる見込みから今後見込み額の30万円を増額補正するものでございます。

続きまして、8款予備費につきましては、財源調整により30万円を減額するものでございます。

以上、下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしました。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） それでは、67ページをごらんください。議案第82号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,829万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出の主なものからご説明いたします。76ページをごらんください。給料、職員手当等、共済費、一般職退職手当組合負担金につきましては、給与の改定等によるものでございますので、説明は省略させていただきます。

初めに、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費につきましては、今後の給付見込み等によりまして17万円を減額し、その下の7目介護予防サービス計画給付費につきましては、同じく給付見込み等によりまして17万円を増額計上しております。

続いて、78ページをごらんください。中段の8款新予防給付費、1項介護サービス等諸費、1目要支援サービス計画給付費であります。共済費につきましては給与の改定等により1万3,000円、委託料につきましては今後見込みによりまして15万7,000円、合わせて17万円の増額計上でございます。

次に、一番下の10款の予備費で1万4,000円を減額し、収支の調整をしております。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。73ページになります。73ページの3款国庫支出金から74ページの7款の繰入金までは、歳入における給与改定に伴う増額にあわせて、それぞれの科目の補助率等から算出した額を増額計上しております。

次に、75ページになります。10款のサービス収入、1項の介護予防支援計画作成収入、1目介護予防支援計画作成収入につきましては、今後の見込み増によりまして17万円を増額計上しております。なお、本事業の収入につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました歳出の8款新予防給付費の1項介護サービス等諸費、1目の要支援サービス計画給付費の共済費、委託料に充てております。

以上が介護保険特別会計補正予算の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第83号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

79ページをお開きください。今回の補正予算に關しまして、歳出予算に關する総額の変更はございません。内容につきましては、職員の給与改定による所要額の増額補正となっております。予備費により調整するものでございます。

内訳についてご説明申し上げます。83ページをお開きください。今ほど申しましたとおり人件費に係る給与改定等による所要額の増額となっておりまして、給与で1万5,000円、職員手当等で2万5,000円、共済費で5,000円、負担金補助及び交付金で3,000円で、予備費でその金額の調整をしております。

83号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第84号についてご説明申し上げます。84ページをお開きください。こちら先ほどの議案第83号の補正と同様の形になっております。議案第84号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明します。

歳出予算の総額については変更ございません。内訳といたしまして、88ページをお開きください。先ほどの簡易水道の補正予算と同様に、人件費に係るもの、給与で1万5,000円、職員手当等で1万5,000円、共済費で5,000円、負担金補助及び交付金で3,000円、その総額3万8,000円の調整を予備費において行ったものでございます。

以上で私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、質問させていただきます。

一般会計のほうで1件、海の子山の子の行事のところで大分減額補正がありました。この説明お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいま8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えしたいと思います。

ページでいきますと44ページないしは45ページになってまいりますが、まず44ページ、2、1、15、ふるさと創生事業費の報償費でございますが、こちらは謝礼金ということで、まず1万円減額させていただきました。こちらは参加に関しまして、保護者も参加しておりますが、こちらに謝礼金払っております。こちらの減額でございます。9番の旅費につきましては、職員の旅費の減額並びに11の需用費につきましては消耗品、こちらは事務消耗品の減額、食糧費につきましては参加人数、当初予算では5、6年生全てとっておるのですが、少なかったための減額となっております。役務費に関しては、こちら郵便料ということで減額しております。14の使用料関係でございますが、通行料につきましては高速代の減額、入場料につきましてはシーパラダイス、江戸東京博物館の入場料の減額、これも人数の減額によります。駐車場につきましても見学地の駐車料金の減額となっております。また、賃借料、こちらバスを借りておりますが、こちらの減額という形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、このたび開催に当たりましては第28回海の子山の子アドベンチャーということで開催させていただきました。期日につきましては、本年の8月1日から3日までの2泊3日で開催しております。なお、山の子、本町ですが、児童につきましては38名、引率、これ保護者関係7名、事務局3名ということで開催しております。内容的

には例年横浜みなと博物館、または野島の青少年研修センターというところございまして、こちらを見学させていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） では、再質問で、38名児童が出席ということですが、当初の見積もりですと、当初予算ですと何名の出席だったのかということ、それをお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 当初の予算では5、6年生の児童数で積算させていただいております。5、6年生の総数でございますが、85名で積算しておりまして、内容的には38名の参加ということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 当初見込みの半分ほどの出席ということだったのですが、何か原因とかというのはわかるのでしょうか。わからなければ結構ですが、やはり事業において参加人数が半分しか参加しないというのはなかなかないような気がしますので、できれば原因究明のほうをお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 参加人数の減のご質問ですが、例年夏休みに実施しているところではありますが、やはりこれは子供たちの活動の幅が広がってきたと申しますか、スポ少ですといろんな活動もございまして、また夏休みの期間ということで、いろんな行事等も重なっております。また、子供の数も少なくはなっておりますので、いろんな要因はあるかと思いますが、その辺の行事等の関係も含めまして、そのようなことかなというふうに感じております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのは、一般会計の51ページに有害鳥獣捕獲報奨金72万円。1頭当たり1万8,000円で計算をいたしますと40頭ということになります。この1万8,000円掛ける私は40で出したのですが、これはイノシシ、猿、鹿というか、そういうようなものがどこでどのようにして40頭というものの区分けでとったのかどうか。

それから、よく午前中と午後、軽トラックでぐるぐる、ぐるぐる回っていますけれども、ああいうふうなものも関係があつてここに72万円というか、多くの金額上がったのか、この一言お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまご質問のあった点についてお答えいたします。

72万円の内訳に関しましては、今40頭とおっしゃられた頭数でございます。それで、今年の12月10日現在までの頭数、町のほうに申請あった頭数なのですが、熊が43頭、イノシシが23頭、ニホンジカが9頭、ニホンザルが28頭で合計103頭でございます。これら

を踏まえましてのこの先40頭分の数が見込まれるということでございますので、よろしくお願いたします。毎週回っている活動においての中身も含まれております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） そうすると、見込みを計算して72万円の報奨金にしたと、こういうふうなことなのか。そうすると、ちょっと今聞き漏れしたのですが、鹿が9頭、熊43頭、猿が28頭、イノシシ。そうすると、県のほうの特別報奨金がイノシシは出ているために、町は1万8,000円ですが、県に出すと2万3,000円、5,000円高いのです。ですから、町のほうにはこの報奨金に出ないと、こういうふうなことだと思うのですが、もう一回今103頭の中でちょっと私から言わせると鹿が9頭、熊が43頭、それから猿が28頭、ちょっと報奨金の中で金額が、この補正の中ではなく、新年度予算の報奨金なのかどうかちょっともう一回中身というか、新年度予算とこの報奨金の組み合わせでちょっとお尋ねをいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） まず、県のほうに申請しております頭数もこちらで把握しておりますので、報告申し上げます。

イノシシにつきましては96頭、ニホンジカにつきましては32頭、先ほど申しましたが、イノシシ23頭、ニホンジカ9頭については町のほうに申請されておりますが、なぜこのような状態が起きるかと申しますと県と県の猟友会のほうの契約事項が締結されるのが毎年5月、6月期になっております。この関係で4月、5月に捕獲した中身が町のほうに申請されるということで、町のほうに若干数字が上がってしまうという状態になっておりますので、よろしくお願いたします。

当初予算との比較についてなのですが、当初予算につきましては、116頭の申請をしております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 県のほうの特別報奨金のほうのイノシシは2万3,000円、こう記憶しているのですが、鹿も特別報奨金の中で2万3,000円の該当になるのか、鹿。この1点だけお願いします。鹿。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 対象となりますのはイノシシとニホンジカでございます。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 議案書の55ページ、まずお開きいただきます。小学校の中の教育振興費の中、これ消耗品の中の教育用指導書などと書いてあるのですけれども、どのような書物なのか。また、当初予算には計上されてはいなかったのかどうか、それが1点と、57ページをお開きください。保健体育費の中で聖火リレー関連の取り組み補助金ということで163万8,000円が計上されておりますけれども、おおよそどのような取り組みをさ

れる委員会にされるのか、また子供たちの参加についてはどのように考えてられるのか。
よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、小学校の教育振興費の需用費の消耗品費におきまして、教育用指導図書等となっておりますが、630万円を計上いたしました。この教員用指導書と申しますのは、先生方が教科書に沿って教科指導を行う場合参考とする図書のことをいいます。虎の巻のようなイメージでよろしいかと思えます。今回新たに計上しました理由といたしましては、教科書が4年に1度改訂されます。今回は会津採択地区のほうで答申されました教科書の選定に基づきまして、教育委員会で審議して決定した内容につきまして、小学校の13の科目、新たに英語の科目も含まれますが、その分と教科書の分を計上して予算計上しております。その冊数につきましては、教科書につきましては246冊で8万8,994円、指導書につきましては355冊で621万380円、合計629万9,374円を見込んでおります。

当初予算に計上しなかった理由でございますが、先ほどちょっと申し上げましたが、教科書の選定に当たっては今年4月に会津地区の採択地区というところで協議、調査されて、町のほうに答申という形で来ます。それに基づき教育委員会のほうで審議を行いまして、その教科書の決定された段階で各学校に問い合わせを行いまして、各科目、それから先生の数、あるいは学年ごと、その学校のほうから調査しまして、その合計の冊数ということで今回12月の補正に計上したものでございます。

それから、2番目の聖火リレーの取り組みについてでございますが、今後実行委員会のほうで具体的な取り組みのほうにつきましてはご提案さしあげる予定でございますが、現在考えられる、予定しているといえますか、考えられる取り組みについて4点ほどございますので、申し上げます。まず、1点は聖火リレーを盛り上げるための歓迎セレモニーの予定しております。それから、これは小中学生を中心にサポートランナーの配置を検討しております。さらに、物産販売、それから地域の魅力発信と、具体的な取り組みについてはこれから検討したいと思えますが、こんなようなことも考えております。さらには児童生徒及び一般町民を対象に会場までのシャトルバスを運行したらどうかということも考えておりますので、子供たちもできるだけ多く参加していただき、一般町民の方も見ていただけるような体制づくりも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 大丈夫です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第4号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員提出議案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第13、議員提出議案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回下郷町議会定例会を閉会いたします。(午後 1時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月13日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員